

ロジスティクス環境会議  
第10回共通基盤整備委員会

2005年5月12日(木)16:00~17:30  
芝パークホテル 別館3F「カトレア」

次 第

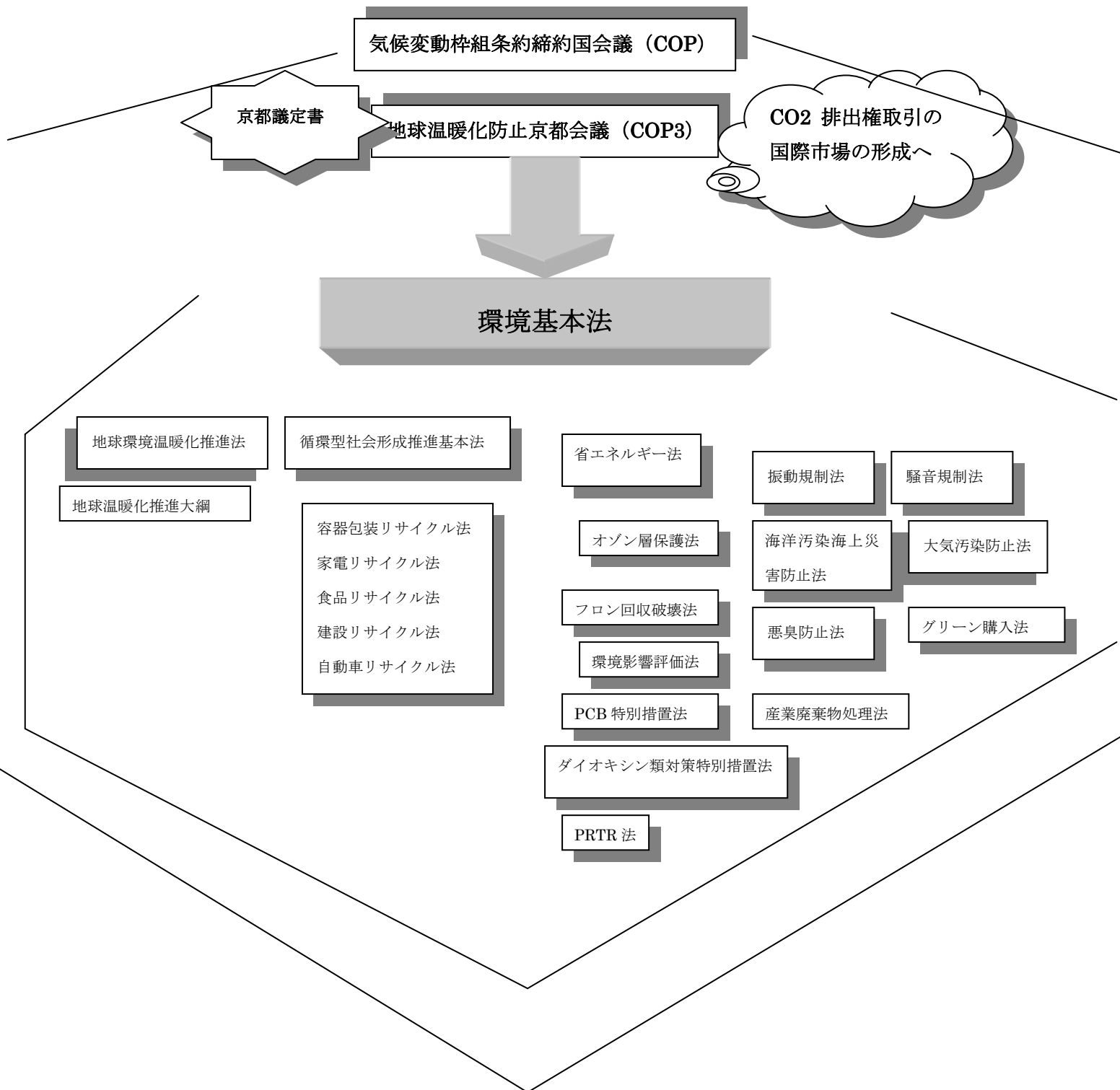
1. 開 会
2. 議 事
  - 1) 環境関連法規について
  - 2) 用語集について
  - 3) 国際動向の調査について
  - 4) その他
3. 閉 会

【配布資料】

- 資料1-1：環境関連法規の枠組 図案
- 資料1-2：環境関連法規の項目
- 資料1-3：環境関連法規の解説
- 資料2：用語定義候補
- 資料3-1：グリーンロジスティクス URL リンク集
- 資料3-2：国際関係 URL リンク集
- 参考資料1：委員会活動概要
- 参考資料2：2005年度アウトプット
- 参考資料3：第9回共通基盤整備委員会 議事録

以 上

## 関連法規のインデックス (案)



## 関連法規の項目（例）

### 特定家庭用機器再商品化法

#### 第一章 総則

第一条（目的）

第二条（定義）

#### 第二章 基本方針等

第三条（基本方針）

第四条（製造業者等の責務）

第五条（小売業者の責務）

第六条（事業者及び消費者の責務）

第七条（国の責務）

第八条（地方公共団体の責務）

#### 第三章 小売業者の収集及び運搬

第九条（引取義務）

第十条（引渡義務）

第十一条（料金の請求）

第十二条

第十三条（料金の公表等）

第十四条（料金に対する勧告等）

第十五条（指導及び助言）

第十六条（勧告及び命令）

#### 第四章 製造業者等の再商品化等の実施

第十七条（引取義務）

第十八条（再商品化等実施義務）

第十九条（料金の請求）

第二十条（料金の公表等）

第二十一条（料金に対する勧告等）

第二十二条（再商品化等の基準）

第二十三条（再商品化等の認定）

第二十四条（変更の認定）

第二十五条（認定の取消し）

第二十六条（表示）

第二十七条（指導及び助言）

第二十八条（勧告及び命令）

第二十九条（指定引取場所の配置等）

第三十条（市町村長等による申出）

第三十一条（指定引取場所に係る勧告）

#### 第五章 指定法人

第三十二条（指定等）

第三十三条（業務）

第三十四条（料金等の公表等）

第三十五条（再商品化等業務規程）

第三十六条（事業計画等）

第三十七条（業務の休廃止）

第三十八条（契約の締結及び解除）

第三十九条（帳簿）

第四十条（報告及び立入検査）

第四十一条（監督命令）

第四十二条（指定の取消し等）

#### 第六章 雑則

第四十三条（特定家庭用機器廃棄物に係る管理票）

第四十四条

第四十五条（管理票の交付等の委託）

第四十六条（管理票の受領の確認）

第四十七条（管理票に係る勧告）

第四十八条（再商品化等により得られた物の利用義務）

第四十九条（指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等）

第五十条（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第五十一条（帳簿）

第五十二条（報告の徴収）

第五十三条（立入検査）

第五十四条（市町村による引渡し）

第五十五条（主務大臣等）

第五十六条（権限の委任）

第五十七条（経過措置）

## 第七章 罰則

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

## 附 則

第一条（施行期日）

第二条（指定法人に係る経過措置）

第三条（検討）

## 関連法規の解説（案）

### 【環境関連の法規体系の大枠】

環境関連の法規は以下の3通りに大別できる。

- ① 大気汚染を抑制、防止
- ② 循環型社会の構築を促すサイクル、リユースの促進
- ③ 騒音などの抑制、防止

気候変動枠組条約では地球温暖化→二酸化炭素などの排出量削減、抑制などがグローバルな視点から議論され、条約化された。すなわち大気関連の問題解決を図ることに重点が置かれたわけである。わが国でも環境基本法→地球温暖化対策推進法、悪臭防止法、大気汚染防止法→自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法といった流れがある。今後は二酸化炭素排出権取引に関連する法整備も進むことになると思われる。

また地球温暖化防止京都会議→京都議定書の流れを受けて二酸化炭素の排出量削減などの重視のみならずリサイクル、リユースなどを促進する法律も相次いで成立している。わが国でも環境基本法→循環型社会形成推進基本法→資源有効利用促進法、グリーン購入法、廃棄物処理法→容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、といった流れで法律が整備されている。今後、順次、省資源業種、再利用業種、省資源化製品などの対象品目が追加されていくことになる。

さらにいえば騒音規正法、振動規制法により騒音公害の発生を防止、抑制することで環境保全を図ることも環境関連の法規体系を理解するうえでは重要である。

以下、それぞれの関連法規の解説である。

### 気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1980年代後半にさまざまな国際会議を通して気候変動について国際的に取り組んで行かなければならないという声が強くなってきた。特に1988年にカナダのトロントで開催された「変化する地球大気に関する国際会議」では大気関連の問題解決を目指す科学者や政府関係者などが多数、集まり、2005年までに CO<sub>2</sub> 排出量を1988年レベルの20%削減などを目指すこととされた。さらに1992年6月にはブラジルのリオデジャネイロで国連環境開発会が開催され、気候変動に関する国際的な条約を採択しようという声が大きくなった。現在我が国を含む187か国及び欧州共同体が締結（平成15年12月16日現在）。採択、各国内での批准手続きなどを経て、1994年3月には気象変動枠組条約が発効した。だが条約には2000年以降の CO<sub>2</sub> 排出量に関しては触れられておらず、先進国からは「追加的な義務を課す議定書が必要」という意見が出てきた。そうした流れを受けて開催されたのが気候変動枠組条約締結会議である。

### 気候変動枠組条約締結国会議・地球温暖化防止京都会議（COP3）

1997年には日本の京都で第三回締約国会議が開催された。そして具体的な気候変動防止策について定めた「京都議定書」が採択されることとなった。京都議定書では(1)数量目標、すなわち CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量をどのくらいに抑えるかということ(2)

政策・措置、例えば炭素税の導入など環境対策などでの国際的共同歩調、(3)途上国の義務、急速に発達する中国やインドの CO2 排出量をどのように制御するかなど、さらに(4)手続き規定についての議論が進められた。京都議定書の大きな意義としては2000年以降の先進国の温室効果ガスの排出量について数量目標を設定できたことなどがあげられる。反面、米国の離脱など多くの国際政治上の課題も浮き彫りにした。

### 京都議定書

上記 COP3 (第三回締約国会議) で採択された議定書で、先進国に対し、CO2 などの温室効果ガスを1990年比で、2008年～2012年に一定数値を削減するように求めている。(日本 6%、米国 7%、EU8%)。その目標達成のために京都メカニズムなどを導入している。119か国および欧州共同体が締結。ただし2001年に米国のブッシュ政権が京都議定書からの離脱を表明している。

京都議定書で認められた排出量取引により、2005年には欧州統一の排出量取引市場が誕生するなど、年間売買代金約23兆円の市場が誕生するという予測もある。

### 環境基本法

環境に関する諸問題について政策の基本的な方向を示す法律で、生活に密着した問題から地球規模の問題にいたるまでのさまざまな環境問題への対応を意図して作られた。環境基本法の第一章では環境保全の理念として持続可能な社会の構築、地球規模での環境保全などが謳われている。第二章では公害防止計画の策定、国による環境影響評価の推進、環境負荷を低減させた製品の利活用の促進などについて基本的施策が定められている。第三章では環境問題への対応を踏まえた多角的な判断の可能な国、自治体レベルの審議会や合議制の機関について定められている。

### 地球温暖化対策推進法

1998年10月に制定。地方公共団体が自らの事務、事業に関連して温室効果ガスの排出抑制について実行計画を策定、その実施状況を公けにすることを義務としている。各地方自治体は地球温暖化に関連する啓蒙、啓発活動、対策などの推進を行い、そのためには「地球温暖化防止推進委員」や「地球温暖化防止活動推進センター」を設置することができるとしている。

### 循環型社会形成推進基本法

2001年1月完全施行。同法では循環型社会を「廃棄物の抑制、再生資源の適正な利用の促進、循環利用しない廃棄物の適正処分、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を行う社会」とし、国、地方自治体、メーカー、消費者などはそれぞれ果たすべき責務を定めている。国、自治体の役割としてはリサイクルシステム、経路の整備、循環型ビジネス事業者の育成など、また消費者や事業者など、一般市民には廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、あるいはそのシステムの整備、回収責任などを定めている。

### ⇒①資源有効利用促進法

2000年5月に従来のリサイクル法（再生資源の利用の促進に関する法律）が改正され、同法となり、リサイクル（再生）に加えてリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）も促進することとなった。リデュースについては省資源、長寿化を推進するために修理体制の充実や包装のさらなる合理化を図ることとしている。またリユースについては部品を再利用しやすい設計、デザイン、部品の標準化などを促進することとしている。

### ⇒②グリーン購入法

循環型社会の形成を図るために公共部門が環境に配慮した製品を積極的に利用することを定めた法律。2001年に施行される。省庁、独立行政法人などの国、地方自治体の機関が特定調達品目において「環境に配慮した調達を進めるべき」と定めている。特定調達品目とは印刷、情報用紙、文房具、トイレットペーパーや公共事業開発などで使われる資材などである。

### ⇒③廃棄物処理法

廃棄物の排出抑制を推進し、同時にその適正な分別、保管、収集、運搬、処分などを行うことで生活環境、公衆衛生の向上を図る法律である。1970年に成立、1997年に改正されている。廃棄物基準に違反した処理が行われた場合や土壌汚染のために生活環境に悪影響が及ぼされる場合には、都道府県知事などが排出事業者などに浄化の措置命令を発することなどができる。

## 大気汚染防止法

大気環境を保全するため、1968年に制定。大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。同法では、固定発生源（工場や事業場）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準などが定められている。大気汚染物質の排出者はこの基準を守ることが義務となる。ばい煙、粉じん、有害大気汚染物質、自動車排出ガスに対して届出義務、排出規制、許容限度の設置などの規制を定める。都道府県知事は大気汚染状況の監視、報告義務を負う。また大気汚染による健康被害などについては事業者に対して無過失損害賠償責任を設けている。

### ⇒自動車排ガス規制法（NO<sub>x</sub>・PM法）

ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）についての発ガン性などにより健康被害が懸念されたことから2001年（平成13年）6月にそれまでの自動車NO<sub>x</sub>法の改正法として（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）が成立、翌年より施行されている。同法には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない自動車を使うように「車種規制」が盛り込まれている。この規制によって、大都市圏で（首都圏、近畿圏、愛知・三重圏）使用できる自動車は制限されることになる。

なお、自動車排出ガスとは大気汚染防止法により「自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛、その他の人の健康または生活環境にかかわる被害を生じる恐れがある物質と政令で定められたもの」となっている。



## 悪臭防止法

事業場や日常生活で発生する悪臭について防止対策を推進する法律。濃度規制、臭気指数などについて定められている。臭気指数については臭気判定士の資格制度を設けている。指定された規制地域について悪臭の原因となる物質について規制基準が設定され、適合しない場合には改善命令、改善勧告が出される。悪臭の原因物質の多様化に伴い、規制対象物質はこれまで状況に応じて追加されてきた。

## 騒音規制法

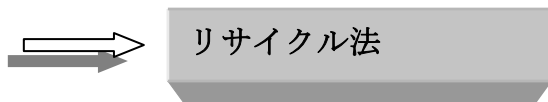
工場騒音、建設騒音、自動車騒音を規制する法律で、それぞれについて規制基準が設けられ、それに適合しない工場施設などについては改善命令や改善勧告が出されるとしている。1968年に公布、施行された。

当初は工場騒音と建設騒音だけを規制するものであったが騒音問題の深刻化などに対応して改正が行われ、急速な都市の開発、拡大、旅客、貨物輸送、モータリゼーションの進行などによる道路公害の深刻化なども踏まえて自動車騒音も加えられた。

## 振動規制法

工場や事業場での事業活動、建設工事などで発生する振動について必要な規制を行う法律。道路交通振動に係る要請限度を定めるなどして、生活環境や国民の健康の保護を行うとしている。機械プレスや圧縮機など、著しい振動を発生する施設やくい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業を規制する。振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日などの基準を定めている。

## 循環型社会形成推進基本法⇒資源有効利用促進法



### 容器包装リサイクル法

家庭、事業所などから出される一般廃棄物に使われるさまざまな容器、包装材に再商品化の義務を課した法律で1995年に成立。当初はスチール缶、ガラス製容器、飲料用などのペットボトル、牛乳パックなどの飲料用紙パックが対象となっていたただけだったが、2000年の改正で飲料用紙パック以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装も対象に追加された。同法では容器、包装について消費者の分別輩出、市町村などの費用負担による分別収集、事業者の費用負担などによる再商品化が規定されている。また容器包装の分別収集を容易にするために原材料の識別マーク表示を義務としている。

### 家電リサイクル法

2001年に成立。家庭から廃棄、排出されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを対象に再商品化を目的に設けられた法律。消費者には家電製品を廃棄するまでに可能な限り長期間しようし、排出量を削減させる努力を求めている。小売業者には使用済み家電の引き取り、製造業者への引渡しを義務付け、メーカーにはその引き取りと再資源化を求め

ている。今後、さまざまな電子機器が順次、追加される方向である。

### 食品リサイクル法

食品廃棄物の排出抑制、再資源化の促進を目的に01年に施行。食品加工メーカー、流通、販売店などのほかに外食産業、ホテルなども対象事業者となる。また一般消費者にも食品廃棄物の発生抑制、再生利用などに努めることを求めている。さらには同法により食品関連事業者などによる再生利用事業計画の作成・認定制度や食品を循環資源として利活用するための肥料化などを行う事業者の登録制度も設けられている。

### 建設リサイクル法

産業廃棄物の約四割を占めるという建設廃棄物を減らし、資源の有効活用を目的とした法律。新築、改装工事などを対象としてコンクリートなどの特定建設資材を指定し、分別解体、再資源化を義務付けている。また解体工事の発注者などに届出義務を課している。建設会社がリサイクルへの取り組みを本格化することを期待している。

### 自動車リサイクル法

02年7月に成立。自動車と解体くずの不法投棄を防止することなどを目的としている。シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグについて自動車メーカー、輸入業者に回収、再資源化を義務付けている。拡大生産者責任の原則のもとで自動車製造業者の役割、責任を明確化すると同時に長期使用、リサイクル使用可能な製品の生産を促進する。カーエアコンについてはフロン類の取り扱いを踏まえて一体的に扱っている。なお、ロン類についてはリサイクルを行わず、フロン類破壊事業者に委託して破壊することとしている。また自動車の設計、デザイン上の工夫などでリサイクルが容易な製品を開発することも促進している。

### (主要参考文献)

『京都議定書は実現できるか』、石井孝明著、平凡社

『京都議定書の国際制度』、高村ゆかり、亀山康子編、信山社

『環境政策と環境法体系』、村松弓彦監修、社団法人産業環境管理協会

『循環型社会の公共政策』、山谷修作編著、中央経済社

『リサイクルのことがわかる事典』、エコビジネスネットワーク編、日本実業出版社

## 用語定義の対象語句（案）

既に決定された用語・・・ 9 語（別紙一覧に★を記載）

アイドリングストップ  
環境報告書  
完全リサイクル  
還流促進  
グリーン調達  
源流管理  
循環型社会  
ゼロエミッション  
リバースロジスティクス

候補用語・・・ 31 語（書き込みの数が多い順に、50音順で31語を抜粋）

ウッドマイレージ	グリーン購入法
エコロジカル・リュックサック	グリーン・コンシューマー
拡大生産者責任	建設資材リサイクル法
カスケード・リサイクル	ゴミゼロ工場
かんぱん方式	コンパクトシティ
家電リサイクル法	再生資源利用促進法
環境会計	3R
環境基本法	3E物流
環境責任	自動車NOx、PM法
環境法	自動車税のグリーン化
環境報告書ガイドライン	自動車リサイクル法
環境ロジスティクス	静脈物流
気候変動に関する政府間パネル	スピードリミッター
京都議定書	フードマイレージ
グリーン開発メカニズム	容器包装リサイクル法
	ロードプライシング

URL <http://www.sugito.com/cgi-bin/cbbs/cbbs.cgi>

ユーザー名 jils

パスワード ov1gj8z1

## &lt; 用語集 &gt;

## 1) ★アイドリングストップ

## ■9 / inTopicNo.1) アイドリングストップ

□投稿者/ 中村 奎吾 -(2004/03/24(Wed) 16:17:57) [ID:zjT6dl6]

車を駐停車しているときはエンジンを止めるという行為をいう。エンジンからの排気の中に大気を汚染する物質(別途 説明がある)があるので、これを削減するための意識付けである。大手運送会社では方針として実施するところもあり、ドライバーの腰にキーを結びつけておくことによって、少なくとも車を離れるときはキーが外れるので、エンジンも切れるし、車の盗難予防にもなる。

埼玉県では県の条例として決めている。駐車場に立て看板を出して、注意を喚起することも実施されている。企業でもこれに協力してアピールするところもある。

## ■266 / inTopicNo.2) Re[1]: アイドリング

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:32:41) [ID:d2FZMERe]

アイドリング idling

本来は機械や自動車エンジンの空回りを意味し、通例は自動車の停止時にエンジンをかけっぱなしにすること。アイドリング時に排出される汚染物質については、沿道や交差点周辺の汚染のみならず大気汚染への悪影響を軽視できない。環境省は 1996 年の環境月間より「アイドリング・ストップ運動」を展開しているが、自動車の駐車・停車時の不必要なエンジン使用を中止することで①大気汚染防止、②騒音・悪臭防止、③二酸化炭素排出抑制が可能としている。

## ■286 / inTopicNo.3) Re[2]: アイドリング

□投稿者/ 津久井 英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 15:04:07) [ID:144ctqCl]

アイドリングストップ idling stop

アイドリング(idling)とは、機械、特に自動車が停止している状態などでのエンジンの空転、無負荷回転を意味し、これを止めるという行為をアイドリングストップという。

アイドリングストップは、CO2 排出抑制だけでなく、大気汚染・騒音・悪臭の防止にも効果があり、しかも燃費消費量の削減による経済効果も大きいことから、エコドライブと併せて環境方針としている運輸事業者は多い。事業者によってはエンジンの自動停止・再始動機能を備えた自動車を準備している。

環境省は 1996 年の環境月間より「アイドリング・ストップ運動」を展開し、東京都が環境保護条例によって自動車のアイドリングストップを義務付けているように、多くの地方自治体が条例によってアイドリングを禁止するとともに、悪質なアイドリング放置については罰則規定を設けている。

## ■321 / inTopicNo.4) Re[3]: アイドリング

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 10:24:44) [ID:RIZr1W1T]

アイドリングストップ idling stop

アイドリング(idling)とは、機械、特に自動車が停止している状態などでのエンジンの空転、無負荷回転を意味し、これを止めるという行為をアイドリングストップという。地球温暖化対策の一環や観光地などの環境対策のために「アイドリングストップ運動」が広まっている。

アイドリングストップは、CO2 排出抑制だけでなく、大気汚染・騒音・悪臭の防止にも効果があり、しかも燃費消費量の削減による経済効果も大きいことから、エコドライブと併せて環境方針としている運輸事業者は多い。また、事業者によってはエンジンの自動停止・再始動機能を備えた自動車を準備している。

しかしごく短い時間内でのアイドリングストップは CO2 排出量がかえって増加してしまうことから「一分以上駐車する時に行うのが適当」との報告がある。

環境省は 1996 年の環境月間より「アイドリングストップ運動」を展開し、東京都が環境保護条例によって自動

車のアイドリングストップを義務付けているように、多くの地方自治体が条例によってアイドリングを禁止するとともに、悪質なアイドリング放置については罰則規定を設けている。

→エコドライブ、アイドリングストップ運動

#### ■341 / inTopicNo.5) Re[4]: アイドリング

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 01:52:04) [ID:c1BHBNY8]

アイドリングストップ idling stop

アイドリング(idling)とは、機械、特に自動車が停止している状態などでのエンジンの空転、無負荷回転を意味し、これを止めるという行為をアイドリングストップという。

アイドリングストップは、CO2 排出抑制だけでなく、大気汚染・騒音・悪臭の防止にも効果があり、しかも燃費消費量の削減による経済効果も大きいことから、エコドライブと併せて環境方針としている運輸事業者は多い。また、エコドライブの中にアイドリングストップを含める研究者もいる。事業者によってはエンジンの自動停止・再始動機能を備えた自動車を準備している。

環境省は 1996 年の環境月間より「アイドリング・ストップ運動」を展開し、東京都が環境保護条例によって自動車のアイドリングストップを義務付けているように、多くの地方自治体が条例によってアイドリングを禁止するとともに、悪質なアイドリング放置については罰則規定を設けている。

なお、アイドリングストップを行いやすい、あるいはアイドリングストップを円滑に実践できる低公害車の開発も課題となっている。

\* 津久井案に若干、説明を追加してみました。

## 2) ウッドマイレージ

#### ■307 / inTopicNo.1) ウッドマイレージ

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:08:30) [ID:RIZr1W1T]

ウッドマイレージ wood mileage

#### ■308 / inTopicNo.2) Re[1]: ウッドマイレージ

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:21:36) [ID:RIZr1W1T]

ウッドマイレージ wood mileage

木材の地産地消の一つの指標で、木材の輸入量(&#13221;)に産地から輸送距離(km)を掛けた量(&#13221;・km)。

日本のウッドマイレージは 384 億&#13221;・km で、これはアメリカの約 4.6 倍、ドイツの 21 倍になり、世界最大である。

なお、ウッドマイレージに「CO2排出原単位」を掛けたものを建築ウッドマイレージ CO2という。

## 3) エコロジカル・リュックサック

#### ■247 / inTopicNo.1) エコロジカル・リュックサック

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/04/10(Sat) 12:57:28) [ID:zjT6tlI6]

特定物質の全ライフサイクルでの一次原料、エネルギーの総投入量をいう。

#### ■257 / inTopicNo.2) Re[1]: エコロジカル・リュックサック

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 23:37:58) [ID:c1BHBNY8]

ドイツのヴッパータール研究所で提案されたもので、特定物質の全ライフサイクルでの一次原料、エネルギーの総投入量をいう。「さまざまな製品やサービスを作り出すために動かされたり変換される自然界の物質をリュックサックに入れて背負っている」という発想が根底にある。ある素材や製品 1kg を得るために、鉱石、土

砂、水その他の自然資源を何 kg 自然界から動かしたのかにより表す。例えば、鋼鉄は 21kg、アルミニウムは 85kg、再生アルミニウムは 3.5kg、金は 540,000kg、ダイヤモンドは 53,000,000kg の自然資源を動かすとされている。エコロジカル・リュックサックを用いて製品についての環境負荷を考えることにより企業は環境戦略を円滑なロジスティックスの推進の流れに合流させ、強化することが可能となる。

■261 / inTopicNo.3) Re[2]: エコロジカル・リュックサック

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:11:27) [ID:d2FZMERe]

エコロジカル・フットプリント ecological footprint

一人の人間が持続的な生活を営むために必要な地球上の面積を指す用語。カナダのプリティシュ・コロンビア大学が開発した指標で産業経済活動の大きさを、それを支えている生態系の面積で表し、「ある特定の地域の経済活動、またはある特定の物質水準の生活を営む人々の消費活動を永続的に支えるために必要とされる生産可能な土地および水域面積合計」と定義されている。地球全体にとっての持続可能な社会を構築するためには、「人間の経済活動が生態系の環境収容能力の範囲内で無理なく行われているかどうか」といった議論が背景にあり、これは「経済の環境収容能力要求量」とも説明される。

今日地球の持つ環境収容能力と経済活動のバランス状態を測る永続的指標の必要性が増している。これは「人間の経済活動の規模は果たして地球生態系の環境収容能力とバランスがとれているか、もし超過しているとするればどの程度超過しているのか、肥大化した経済活動の規模はどのようにどれだけ減らす必要があるのだろうか」という数量的政策目標を立案するための分析道具が求められていることに他ならない。

世界自然保護基金(WWF)はこのエコロジカル・フットプリントを用いて 1996 年現在における世界の環境容量(地球が持続可能であるための環境負荷の最大値)を計算した。この結果によれば地球一人当たりの公平割当面積は 2.18 ヘクタールであったのに対し、エコロジカル・フットプリントは一人当たり 2.85 ヘクタールであったので、世界全体の社会活動はすでに地球の環境容量の約 1.3 倍と環境容量の限界点を超過しており、世界中の人々全員が日本人と同様の消費水準で生活をしようとするれば地球が 2.7 個必要になるという結果まで出ている。

#### 4) 拡大生産者責任

■26 / inTopicNo.1) 拡大生産者責任

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/26(Fri) 18:28:17) [ID:zjT6tl16]

最近ではその商品を生産したのものにも最後まで(例えば回収、リサイクルなど)責任を負わせようとの考えがでてきた。数年前のダボス会議でも提唱されている。

企業の社会的責任の一端であり、環境まで含めてライフサイクルでの責任を追及される時代となってきた。

■229 / inTopicNo.2) Re[1]: 拡大生産者責任

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 08:27:10) [ID:zjT6tl16]

生産者がリサイクルや処分をする費用が製品コストに内部化される、という表現を追加する。用語 35

#### 5) カスケード・リサイクル

■202 / inTopicNo.1) カスケード・リサイクル

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 19:29:52) [ID:zjT6tl16]

カスケードは

■233 / inTopicNo.2) Re[1]: カスケード・リサイクル

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 12:22:20) [ID:zjT6tl6]

水平リサイクル、とい表現がある。

鉄から鉄へ、アルミからアルミへ、というようなイメージである。

ネットから。3-3012:25

■294 / inTopicNo.3) Re[2]: カスケード・リサイクル

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/02/28(Mon) 13:38:50) [ID:RIZr1W1T]

カスケードリサイクル cascade recycling

鉄の廃材を鉄に戻し、アルミの廃材をアルミに戻すような水平的なリサイクルをいう。

■310 / inTopicNo.4) Re[3]: カスケード・リサイクル

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:41:00) [ID:RIZr1W1T]

カスケードリサイクル cascade recycling

リサイクルをすることによって元の製品の品質には戻らず、品質の低下を伴うリサイクルをカスケードリサイクルという。

これに対してケミカルリサイクルのように品質の低下をとまわずにまた同じ製品に再生できるリサイクルを完全リサイクルとかクローズドループリサイクルという。

カスケードリサイクルは完全リサイクルに比べて環境負荷が大きくなる。

## 6) ★完全リサイクル

■311 / inTopicNo.2) Re[1]: 完全リサイクル

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:45:29) [ID:RIZr1W1T]

完全リサイクル

ケミカルリサイクルのように品質の低下をほとんどとまわずにまた同じ製品に再生できるリサイクルを完全リサイクルという。クローズドループリサイクルと同義。

これに対して品質の低下をとまうリサイクルをカスケードリサイクルという。

完全リサイクルはカスケードリサイクルに比べて環境負荷が小さくなる。

## 7) かんばん方式

■43 / inTopicNo.1) かんばん方式

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/26(Fri) 22:34:20) [ID:zjT6tl6]

トヨタが編み出した生産方式の哲学である。物と情報の一致をかんばんという指示板で行う。そして後ろの工程から必要なものだけ引き取る。最終は消費者である。

よって在庫は最小になる。これを次々に上流工程に差し立てていく。これが「後引き」の考えである。即ちムダなものは作らない。作れない。これはなにも生産だけに限らない。間接業務にも適用できる。決済の必要な書類は必要な人から廻される。そこに納期が書かれている。これで仕事が「見える」のである。これもかんばんの思想である。中村奎吾

■252 / inTopicNo.2) Re[1]: かんばん方式

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 02:32:22) [ID:cIBHBNY8]

トヨタが自動車組み立てで工場部品在庫を極力省くために生み出した方式のことである。必要なものを必要なときに調達することが基本コンセプトとなっている。ジャストインタイムシステムの名で日本式経営の代表的

手法として世界中に広まった。サプライチェーンマネジメントの源となる。物と情報の一致をかんぱんという指示板で行う。そして後ろの工程から必要なものだけ引き取り、在庫の最小化を図る。次々に上流工程に差し立ててムダなものは作らない。作れない。また間接業務にも適用、決済の必要な書類は必要な人から廻され、そこに納期が書かれている。これを仕事が「見える」という。これもかんぱんの思想といえる。

## 8) ★還流促進

### ■44 / inTopicNo.1) 還流促進

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/26(Fri) 22:40:07) [ID:zjT6tl6]

イメージがやや捉えにくい。使えない、処分必要な物資は早く次のステージに移動してやるのが望ましい。既にコストが発生しているものの一部が還流工程にあるとするなら、価値が停滞していることになる。遅滞なく進めることがこれを回避する。それにはリサイクル技術システムなどが適切に機能することが重要である。今後の大きなテーマと考えられる。中村奎吾

### ■306 / inTopicNo.2) Re[1]: 還流促進

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 22:14:53) [ID:RIZr1W1T]

#### 還流促進

循環型社会においては、物資の流れは、調達→生産→流通→使用・消費→回収→再資源化(→調達…)という”循環過程”として捉える。

この”循環過程”においては役割を終えた物資は遅滞なく回収し再資源化されなければならない。

この、あらかじめ「元に戻ってくる仕掛け」を考えて置くことが肝要である。

仕掛けとしては法律による規制、褒章、デポジット制などが考えられるが、レンズ付きフィルムや業務用複写機が遅滞なく戻ってくるのは、現像、リース制度の採用という仕掛けが上手く機能していることによる

## 9) 家電リサイクル法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 11:21:33) [ID:zjT6tl6]

特定家庭用機器再商品化法。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機が対象。

2001年4月施行。消費者はリサイクル費用を負担して(処分時)3000円から4000円。メーカーに再資源化を義務付ける。

### ■302 / inTopicNo.2) Re[1]: 家電リサイクル法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:30:38) [ID:RIZr1W1T]

#### 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、平成13年4月から施行され、家電4品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)を対象として、新たに構築された家電リサイクルシステムで回収、処理されることになった。

消費者にはリサイクル費用(3000円から4000円)を負担させ、メーカーに再資源化を義務付けている。

### ■347 / inTopicNo.3) Re[2]: 家電リサイクル法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:04:38) [ID:cIBHBNY8]

2001年に成立。家庭から廃棄、排出されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを対象に再商品化を目的に設けられた法律。消費者には家電製品を廃棄するまでに可能なかぎり長期間しようし、排出量を削減させる努力を求めている。小売業者には使用済み家電の引き取り、製造業者への引渡しを義務付け、メーカーにはその引き取りと再資源化を求めている。今後、さまざまな電子機器が順次、追加される方向である。



## 10) 環境会計

## ■4 / inTopicNo.1) 環境会計

□投稿者/ test\_押切 -(2004/03/05(Fri) 20:46:01) [ID:I3QWyorP]

環境への負荷が少ない持続可能な経済社会をめざし、企業の環境保全コストと効果定量的に測定する経営管理ツール。環境庁(現、環境省)が統一した共通の枠組みのガイドラインを公表し、コストと効果の枠組みを提案している。コスト面は、「環境保全のための投資額および費用額」とし、例として事業エリア内コスト、上、下流コスト、管理活動コスト、研究開発コスト、社会活動コスト、環境損傷コストを貨幣単位で表示。効果面は、「環境保全効果」(物流単位)と「環境保全対策に伴う経済効果」(貨幣単位)とし、前者の例として環境汚染物質排出削減量、資源・エネルギー節約量、廃棄物削減量を、後者の例として事業収益への寄与額、費用節減・回避額をあげている。

## ■7 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境会計

□投稿者/ test\_押切 @ -(2004/03/05(Fri) 20:54:03) [ID:I3QWyorP]

■No4に返信(test\_押切さんの記事)

- > 環境への負荷が少ない持続可能な経済社会をめざし、
- > 企業の環境保全コストと効果定量的に測定する経営管理
- > ツール。環境庁(現、環境省)が統一した共通の枠組みの
- > ガイドラインを公表し、コストと効果の枠組みを提案している。
- > コスト面は、「環境保全のための投資額および費用額」、
- > とし、例として事業エリア内コスト、上、下流コスト、管理活動コスト、
- > 研究開発コスト、社会活動コスト、環境損傷コストを貨幣単位で表示。
- > 効果面は、「環境保全効果」(物流単位)と「環境保全対策に伴う経済効果」(貨幣単位)
- > とし、前者の例として環境汚染物質排出削減量、資源・エネルギー節約量、
- > 廃棄物削減量を、後者の例として事業収益への寄与額、費用節減・回避額を
- > あげている。

上記の文を@@@@@@に解説変更してはいかがでしょう。

## ■8 / inTopicNo.3) Re[1]: 環境会計

□投稿者/ test\_押切 @ -(2004/03/05(Fri) 20:56:26) [ID:I3QWyorP]

この「環境会計」の用語の解説検討は終了しました。

## 11) 環境基本法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 11:40:44) [ID:zjT6tl6]

複雑・多岐にわたる環境行政を総合的、計画的に進めるためには、その方向性を定めて基本計画が必要である。環境基本法は環境基本計画をつくることを定めており、1994年に環境、共生、参加、国際的取組みの4つの「長期目標を掲げた計画が策定された。

## ■300 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境基本法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:15:23) [ID:RIZr1W1T]

## 環境基本法

この法律は環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に 1993 年(平成5年)に成立・施行され、1999 年(平成 11 年)2000 年(平成 12 年)に改正されている。

環境保全の基本理念として、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指すこと、及び、国際的な協調による地球環境保全の積極的な推進を定めるとともに、国・地方公共団体・事業者・国民の責務などについて定めている。

また、環境基本計画をつくることを定めており、1994 年に環境、共生、参加、国際的取組みの4つの長期目標を掲げた計画が策定された。

## ■352 / inTopicNo.3) Re[2]: 環境基本法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:13:11) [ID:c1BHBNY8]

環境に関する諸問題について政策の基本的な方向を示す法律で、生活に密着した問題から地球規模の問題にいたるまでのさまざまな環境問題への対応を意図して作られた。

環境基本法の第一章では環境保全の理念として持続可能な社会の構築、地球規模での環境保全などが謳われている。第二章では公害防止計画の策定、国による環境影響評価の推進、環境負荷を低減させた製品の利活用の促進などについて基本的施策が定められている。第三章では環境問題への対応を踏まえた多角的な判断の可能な国、自治体レベルの審議会や合議制の機関について定められている。

## ■354 / inTopicNo.4) Re[3]: 環境基本法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/14(Mon) 11:02:58) [ID:RIZr1W1T]

環境基本法 Environmental Basic Law

この法律は、環境に関する諸問題について政策の基本的な方向を示す法律で、生活に密着した問題から地球規模の問題にいたるまでのさまざまな環境問題への対応を意図して作られた。

1993 年(平成5年)に成立・施行され、1999 年(平成 11 年)、2002 年(平成 14 年)、2004 年(平成 16 年)に改正されている。

第一章(総則、第1条～第 13 条)では、環境保全の理念として持続可能な社会の構築、地球規模での環境保全などが謳われている。

第二章(環境保全に関する基本的施策、第 14 条～第 40 条)では、環境基本計画の策定、国による環境影響評価の推進、公害防止計画の作成、環境負荷を低減させた製品の利用の促進、国際協力などについて基本的施策が定められている。

第三章(環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等、第 41 条～第 46 条)では、環境問題への対応を踏まえた多角的な判断の可能な国、自治体レベルの審議会や合議制の機関について定められている。

なお、この法律に基いて、環境、共生、参加、国際的取組みの4つの長期目標を掲げた環境基本計画が 1994 年に策定されている。→環境基本計画

## 1 2) 環境責任

## ■242 / inTopicNo.1) 環境責任

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/04/10(Sat) 05:32:22) [ID:zjT6tl6]

文献検索

## ■262 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境責任

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:15:24) [ID:d2FZMERe]

環境責任 environmental responsibility

環境保全に対する経済主体の責務を指す。環境責任は消費者、企業および行政等、すべての経済主体が担わねばならないが、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)第 7 条の循環資源の循環的利用及び処分の基本原則により、循環型社会のための適正処理の優先順位が初めて法定化され、あわせて企業が生産した製品等について使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという事業者の「拡大生産者責任」の一般原則が確立された。これによって企業の環境責任は一層明確で重要になり環境責任と言えば企業の環境責任を指すことが多くなっている。

企業が環境責任を果たすため、具体的には①商品開発面では環境技術開発・環境配慮型商品開発・3R (REDUCE/REUSE/RECYCLE) 対策設計の実施、②廃棄物回収・再生面では廃棄物回収システムやリサイクルプラントの運営・静脈物流の管理、③工場の運営面では有害物質管理・省エネルギー対策・ゼロエミッションへの取り組み、④社会的課題では環境保全活動全体の情報開示・環境保全活動の企業間協調・環境技術の提供による国際協調のため、企業経営者は経営方針としてこれらの環境保全対策の取り組みを総合的に打ち出すよう求められている。

### 1 3) 環境法

#### ■205 / inTopicNo.1) 環境法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 19:35:47) [ID:zjT6tl6]

いつの発効?

#### ■234 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 12:31:53) [ID:zjT6tl6]

環境保全に関する全体の法体系と理解します。3-30 12:35

### 1 4) ★環境報告書

#### ■39 / inTopicNo.1) 環境報告書

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/26(Fri) 22:12:18) [ID:zjT6tl6]

数年前から企業姿勢をアピールする目的で経営報告の一環として提示されている報告書。既に数百社が発酵している。2000 年版でガイドラインも出されている。

企業理念、環境方針、ISO対応、具体的環境対応活動、地域社会とのコミュニケーション、社員教育、などをその構成要素としている。

#### ■317 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境報告書

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 23:52:04) [ID:RIZr1W1T]

環境報告書

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷低減に向けた取り組み等について取りまとめ、株主・債権者、従業員、取引先、消費者、地域住民、環境団体、行政などのステークホルダー(利害関係者)に対して公表するもの。

すでに千数百社が発行している。

わが国では作成を義務付けられていないが、デンマーク、オランダのように法制化されている国もある。

なお、作成上のガイドラインに環境省編「2003 年版ガイドライン」がある。

#### ■320 / inTopicNo.3) Re[2]: 環境報告書

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 09:59:43) [ID:RIZr1W1T]

環境報告書 environmental report

環境省では「名称の如何を問わず、企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況(環境マネジメントシステム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他)及び環境負荷低減に向けた取組等について取りまとめ、一般公表するもの」と定義している(環境省編「平成 16 年版環境白書」)。

情報の受け手と想定しているものは株主・債権者、従業員、取引先、消費者、地域住民、環境団体、行政などのステークホルダー(利害関係者)である。

わが国ではあくまでも企業の自発的な行為であるが、すでに千数百社が発行している。

デンマーク、オランダでは環境報告書の作成・公表が法律で義務付けてい、フランス、ノルウェーでは環境に関する取り組みを財務に関する年次報告書に記載することが法制化されている。

企業の自発的な行為としての環境報告書であっても情報の送り手、受け手の利便性を考えると作成上のガイドラインが必要である。代表的なガイドラインには、環境省「事業者の環境パフォーマンス指標(2002 年度版)」、経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001」、環境省「環境報告書ガイドライン(2003 年度版)」がある。また、環境省は「環境報告書データベース」も構築されていて、環境コミュニケーションの質的・量的向上を誘導している。

一方、読みやすい環境報告書を作るための企業側の努力としては、(1)一冊の環境報告書で済まらずに、読み手や用途に応じてサイト版、要約版、簡易版、ホームページ版、ビデオ版を作成したり、(2)編集段階で読み手の協力を求めたり、(3)会計監査法人・有識者・NGO などの第三者による検証或いは意見・レビュー・保証の提供を求めたり、(4)利害関係者を交えての「環境報告書を読む会」などで広異見を求めて今後の作成に活かしたりする試みがなされている。

また、幾つかの団体が環境報告書の表彰制度を主催・運営している。

なお、環境報告書では公表の対象が環境活動に限定されているが、最近では、企業が持続的な発展を続けるための諸活動を加えて「サステナビリティ報告書(sustainability report)」「環境・社会報告書」としたり、さらに企業の社会的責任を果す全ての活動にまで対象を広げた「CSR 報告書(corporate social responsibility report)」とした進化した報告書の中で環境報告をする企業も見受けられる。

→サステナビリティ報告書、環境・社会報告書、CSR 報告書

## 1 5) 環境報告書ガイドライン

### ■40 / inTopicNo.1) 環境報告書ガイドライン

□投稿者/ 中村 奎吾 -(2004/03/26(Fri) 22:13:21) [ID:zjT6tlI6]

「環境報告書」の中で説明している。

### ■329 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境報告書ガイドライン

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 15:37:20) [ID:RIZr1W1T]

## 環境報告書ガイドライン

環境報告書の作成はあくまでも企業の自発的な行為であるが、作り手、読み手の便宜をはかって幾つかのガイドラインが公開されている。

ガイドラインの世界的な先駆例としては米国の NPO・CERES(環境に責任を持つ経済を目指す連合、1989年)や IBM など欧米大手企業 10 社による PERI(公表環境報告イニシアチブ、1993年)によるものが知られている。

わが国では、環境省が 2001 年 2 月に『環境報告書ガイドライン(2000 年度版)』を公表し、以降、環境省『事業者の環境パフォーマンス指標(2000 年度版)(2002 年度版)』、経済産業省『ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001』、環境省『環境報告書ガイドライン(2003 年度版)』が公表されている。

また、2002 年には環境省によって「環境報告書データベース」も構築されていて、環境報告書の質的・量的向上を誘導している。

## 16) 環境ロジスティクス

### ■272 / inTopicNo.1) 環境ロジスティクス

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:48:46) [ID:d2FZMERe]

環境ロジスティクス environmentally responsible logistics

物流は生産と消費を繋ぐ物的流通の短縮語。ロジスティクスはこの物流における輸送、保管、包装、荷役、流通加工、情報の各機能の「部分的最適化」から調達・生産・販売・回収システムの「全体最適化」を意図する。ロジスティクス活動は先端的企業において毎年「環境報告書」を公開するまでになり、今や環境にやさしい物流システムの構築にまで進化してきた。環境ロジスティクスが今日「循環型ロジスティクス」とも称される所以(ゆえん)である。静脈物流における「還流ロジスティクス」は環境に配慮した汚染物質の減量(Reduce)、公害の発生が少ない手段への代替(Substitute)、再利用(Reuse)、リサイクル(Recycle)の 4 つの働きを指す。以上を総合して環境ロジスティクスは、ゼロ・エミッションを求めて還流ロジスティクスに加え、現場における物質循環諸活動の各工程の各所で発生する汚染物質を極力減少せしめるように計画・立案、実施・統制する過程を指す。→3R(スリー・アール)、循環型社会、ゼロ・エミッション

### ■282 / inTopicNo.2) Re[1]: 環境ロジスティクス

□投稿者/ 津久井英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 13:28:10) [ID:144ctqCl]

環境ロジスティクス environmentally responsible logistics

物流(物的流通)は特定領域における輸送・保管・包装・荷役・流通加工・情報の各活動を要素として「その領域での最適化を求めるシステム」であり、ロジスティクスは調達・生産・販売・回収等の全社領域での最適化を求めるシステムである。

先端的企業においては、物流・ロジスティクス活動の環境的側面についても「環境報告書」等を通じて情報を開示するようになり、物流・ロジスティクスは今や環境にも責任を持つシステムにまで発展・進化してきた。

環境ロジスティクスは、特にこれまで余り省みられ てこなかった製品回収(product returns)、使用資源の減量(reduction)、リサイクル(recycling)、資源再利用(reuse of materials)、環境負荷の小さい素材への代替(materials substitution)、廃棄物処理(waste disposal)、再生(refurbishing)、修理(repair)、解体部品を使った製品組立て(remanufacturing)などのビジネス領域における還流ロジスティクス(reverse logistics)の役割に焦点をあてて論じられている。

以上を総合して環境ロジスティクスは、物資供給活動の各工程の各所で発生する汚染物質を極力減少せしめるように計画・立案・実施・統制するシステムとそのマネジメント体系を指している。→京都議定書、循環型ロジスティクス、ゼロ・エミッション、モーダルシフト

## ■ 327 / inTopicNo.3) Re[2]: 環境ロジスティクス

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 15:05:12) [ID:RIZr1W1T]

環境ロジスティクス environmentally responsible logistics / green logistics

物流(物的流通)は特定領域における輸送・保管・包装・荷役・流通加工・情報の各活動を要素として「その領域での最適化を求めるシステム」であり、ロジスティクスは調達・生産・販売・回収等の全社領域での最適化を求めるシステムである。

先端的企業においては、物流・ロジスティクス活動の環境的側面についても「環境報告書」等を通じて情報を開示するようになり、物流・ロジスティクスは今や環境にも責任を持つシステムにまで発展・進化してきた。

環境ロジスティクスは、(1)これまでのロジスティクス領域において環境負荷の少ない活動に切り替えることだけでなく、(2)これまで余り省みられてこなかった製品回収(product returns)、使用資源の減量(reduction)、リサイクル(recycling)、素材の再利用(reuse of materials)、環境負荷の小さい素材への切り替え(materials substitution)、廃棄物の処理(waste disposal)、再生(refurbishing)、修理(repair)、解体部品を使った製品組立て(remanufacturing)等といった新しいビジネス領域においても積極的に関与し、循環型社会の形成に寄与しようというものである。

以上を総合すると、環境ロジスティクスは、調達→生産→流通→使用・消費→回収→再資源化(→調達…)の物資供給活動の全工程で発生する環境汚染を極力減少せしめるような計画・立案・実施・統制のシステムであり、また、そのマネジメント体系を指している。

→循環型社会、リバースロジスティクス、循環型ロジスティクス、ゼロ・エミッション、モーダルシフト

## ■ 328 / inTopicNo.4) Re[3]: 環境ロジスティクス

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 15:07:06) [ID:RIZr1W1T]

環境ロジスティクス environmentally responsible logistics / green logistics

物流(物的流通)は特定領域における輸送・保管・包装・荷役・流通加工・情報の各活動を要素として「その領域での最適化を求めるシステム」であり、ロジスティクスは調達・生産・販売・回収等の全社領域での最適化を求めるシステムである。

先端的企業においては、物流・ロジスティクス活動の環境的側面についても「環境報告書」等を通じて情報を開示するようになり、物流・ロジスティクスは今や環境にも責任を持つシステムにまで発展・進化してきた。

環境ロジスティクスは、(1)これまでのロジスティクス領域において環境負荷の少ない活動に切り替えることだけでなく、(2)これまで余り省みられてこなかった製品回収(product returns)、使用資源の減量(reduction)、リサイクル(recycling)、素材の再利用(reuse of materials)、環境負荷の小さい素材への切り替え(materials substitution)、廃棄物の処理(waste disposal)、再生(refurbishing)、修理(repair)、解体部品を使った製品組立て(remanufacturing)等といった新しいビジネス領域においても積極的に関与し、循環型社会の形成に寄与しようというものである。

以上を総合すると、環境ロジスティクスは、調達→生産→流通→使用・消費→回収→再資源化(→調達…)の物資供給活動の全工程で発生する環境汚染を極力減少せしめるような計画・立案・実施・統制のシステムであり、また、そのマネジメント体系を指している。

なお、類語にグリーンロジスティクス、環境調和型ロジスティクスなどがある。

→循環型社会、リバースロジスティクス、循環型ロジスティクス、ゼロ・エミッション、モーダルシフト

## 17) 気候変動に関する政府間パネル

## ■ 273 / inTopicNo.1) 気候変動に関する政府間パネル

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:50:34) [ID:d2FZMERe]

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) Intergovernmental Panel on Climate Change

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同して1988年11月に、地球温暖化問題に関する初めての政府レベルで検討する場として設立した国連組織の一つ。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をとりまとめ、地球温暖化を防止する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。作業部会は①気候システムおよび気候変動に関する科学的知見を評価、②気候変動に対する社会経済システムや生態系脆弱性と気候変動の影響および適応策評価、③温室効果ガスの排出抑制および気候変動の緩和策評価の3部会がある。1990年の第1次報告書では「何かの対策をとらないと地球は破滅する」と警告し、1995年の報告書では「温室効果ガスの排出を1990年代の水準にまでもどすべきだ」と提言した。→世界気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、京都議定書

■334 / inTopicNo.2) Re[1]: 気候変動に関する政府間パネル

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 21:04:42) [ID:RIZr1W1T]

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) Intergovernmental Panel on Climate Change

国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催で、地球温暖化問題に関する政府レベルで検討する場として、1988年11月、設立した国連組織の一つ。

地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をとりまとめ、地球温暖化を防止する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

作業部会は、①気候システムおよび気候変動に関する科学的知見を評価、②気候変動に対する社会経済システムや生態系脆弱性と気候変動の影響および適応策評価、③温室効果ガスの排出抑制および気候変動の緩和策評価の3部会がある。

1990年の第1次報告書では「何かの対策をとらないと地球は破滅する」と警告し、1995年の第2次報告書では「温室効果ガスの排出を1990年代の水準にまでもどすべきだ」と提言し、2001年の第3次報告書では「地表の平均気温が1861年以降、 $0.6 \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 上昇したとし、このまま温暖化が進むと2010年の平均気温は1990年より1.4~5.8度上昇する可能性がある」と警告した。→世界気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、京都議定書

## 18) 京都議定書

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 09:24:40) [ID:zjT6tl6]

『気候変動枠組み条約』を具体的な実施に移すために作成され、1997年12月に京都で開かれた第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。(現代用語510)

二酸化炭素など6種類の温室効果ガスの排出を、08~12年の間に先進国全体で5.2%削減することとされている。また、排出権取引やクリーン開発メカニズム(CDM)などの仕組み(「京都メカニズム」)や、森林による二酸化炭素の固定、遵守制度などが盛り込まれている。これらの運用ルールについては締約国で議論が続けられてきたが、01年7月のCOP6再開会合閣僚級会議でようやく包括同意に達した。

■330 / inTopicNo.2) Re[1]: 京都議定書

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 16:16:19) [ID:RIZr1W1T]

京都議定書 Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change

「気候変動枠組み条約」を具体的な実施に移すために作成され、1997年12月に京都で開かれた第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3 地球温暖化防止京都会議)で採択された議定書。米国は離脱したが、ロシアの批准で2005年2月16日に発効した。

6種類の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、六フッ素化硫黄)の排出を、2008~12年の間に先進国締約国全体で1990年基準で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標

が定められた。

わが国は6%の削減を約束し、この目標達成に向けて地球温暖化対策推進大綱をまとめて具体的な裏付けのある対策の全体像を明確化した(1998年に作成、2002年に見直し)。

また、排出権取引やクリーン開発メカニズム(CDM)などの仕組み(「京都メカニズム」)や、森林による二酸化炭素の固定、遵守制度などが盛り込まれている。

■331 / inTopicNo.3) Re[2]: 京都議定書

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 17:33:01) [ID:RIZr1W1T]

京都議定書 Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change

「気候変動枠組み条約」を具体的な実施に移すために作成され、1997年12月に京都で開かれた第3回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3 地球温暖化防止京都会議)で採択された議定書。米国は離脱したが、ロシアの批准で2005年2月16日に発効した。

6種類の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、六フッ素化硫黄)の排出を、2008～12年の間に先進国締約国全体で1990年基準で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。

わが国は6%の削減を約束し、この目標達成に向けて地球温暖化対策推進大綱をまとめて具体的な裏付けのある対策の全体像を明確化した(1998年に作成、2002年に見直し)。わが国のCO<sub>2</sub>排出量(11億8800万吨)のうち40.0%を占める産業部門と21.7%を占める運輸部門で中で物流・ロジスティクス活動のCO<sub>2</sub>削減に取り組むことになる。

なお京都議定書には、排出権取引やクリーン開発メカニズム(CDM)などの仕組み(「京都メカニズム」)や、森林による二酸化炭素の固定、遵守制度などが盛り込まれている。

■342 / inTopicNo.4) Re[3]: 京都議定書

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 01:55:50) [ID:cIBHBNY8]

COP3(第三回締約国会議)で採択された議定書で、先進国に対し、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを1990年比で、2008年～2012年に一定数値を削減するように求めている。(日本6%、米国7%、EU8%)。その目標達成のために京都メカニズムなどを導入している。119か国および欧州共同体が締結。ただし2001年に米国のブッシュ政権が京都議定書からの離脱を表明している。

京都議定書で認められた排出量取引により、2005年には欧州統一の排出量取引市場が誕生するなど、年間売買代金約23兆円の市場が誕生するという予測もある。

## 19) グリーン開発メカニズム

■209 / inTopicNo.1) グリーン開発メカニズム

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 19:43:08) [ID:zjT6tl6]

CDM(別途)として解説。

■332 / inTopicNo.2) Re[1]: グリーン開発メカニズム

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 17:47:15) [ID:RIZr1W1T]

グリーン開発メカニズム clean development mechanism(CDM)

排出削減義務のある先進国が、義務のない国での排出削減事業に投資し、事業によって生じた排出削減枠を自国の削減枠の実績とする仕組み。

先進国にとっては目標達成が容易になり、途上国にとっては資金や技術を得る機会が増える。



## 20) グリーン購入法

## ■189 / inTopicNo.1) グリーン購入法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 17:08:54) [ID:zjT6tlI6]

再生品や省エネひんなど、環境にやさしい商品を企業や自治体などが率先して購入すること。2000年の国会で議員提案の形で提案、成立した。

## ■298 / inTopicNo.2) Re[1]: グリーン購入法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 20:50:55) [ID:RIZr1W1T]

グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」で、再生品や省エネ品など環境にやさしい商品を企業や自治体などが率先して購入することを義務付けている。2000年(平成12年)に国会で議員提案の形で成立した。

## ■325 / inTopicNo.3) Re[2]: グリーン購入法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 12:58:56) [ID:RIZr1W1T]

グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(平成12年)で、環境への負荷の少ない環境配慮型の製品、商品、サービスを購入すること(グリーン購入)を、政府・国会・特殊法人には義務付け、また民間企業にも努力することを求めている。

グリーン購入を促進・普及するためにグリーン購入ネットワーク(green purchasing netwaor)が設立されている。→グリーン購入ネットワーク

## ■345 / inTopicNo.4) Re[3]: グリーン購入法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:01:14) [ID:cIBHBNY8]

循環型社会の形成を図るために公共部門が環境に配慮した製品を積極的に利用することを定めた法律。2001年に施行される。省庁、独立行政法人などの国、地方自治体の機関が特定調達品目において「環境に配慮した調達を進めるべき」と定めている。特定調達品目とは印刷、情報用紙、文房具、トイレトペーパーや公共事業開発などで使われる資材などである。

## 21) グリーン・コンシューマー

## ■55 / inTopicNo.1) グリーン・コンシューマー

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 09:33:47) [ID:zjT6tlI6]

グリーン・マーケティング、グリーン・ロジスティクスなどの範疇を説明する。グリーンは環境負荷が少ない、大気を汚染しない、リサイクルがしやすい、環境意識が高揚する、などのコンセプトをもって物流、流通、消費(者)のシステムが構築されることが望ましく、この範疇を意識した用語である。

## ■316 / inTopicNo.2) Re[1]: グリーン・コンシューマー

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 23:36:33) [ID:RIZr1W1T]

グリーン・コンシューマー green consumer

環境に対する意識が高い消費者をいう。

→ローハス

## ■319 / inTopicNo.3) Re[2]: グリーン・コンシューマー

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/03(Thu) 00:06:09) [ID:RIZr1W1T]

グリーン・コンシューマー green consumer

一般的に、環境に対する意識が高い消費者をいう。物品の購入、消費などの各段階において、環境影響に配慮した意思決定を行い、環境にやさしいライフスタイルをつくらうとする消費者。

円滑なグリーンロジスティクス、リバースチェーンの構築には消費者への環境教育も欠かせない。

例えば不要なビニール袋を持たない、あるいは環境にやさしい企業の商品を積極的に購入するなど、ロジスティクスのグリーン化、循環型社会への構築を側面からフォローする重要な役割を担う。→ローハス

## 2 2) ★グリーン調達

## ■255 / inTopicNo.1) グリーン調達

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 23:27:24) [ID:clBHBNY8]

調達段階からグリーン化を意識し、リサイクル、リユースを行ないやすい材料や無駄な包装・梱包を回避する調達、またはその方針のこと。廃棄物が減少すればその処理費も少なくて済み、在庫負担も軽減される。工場のグリーン化によりサプライチェーンマネジメントをより円滑に機能させることも可能となる。

## ■290 / inTopicNo.2) Re[1]: グリーン調達

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/02/28(Mon) 12:50:33) [ID:RIZr1W1T]

グリーン調達 green procurement

企業、官公庁、学校などが製品やサービスを購入する際に、環境への負荷の少ない製品やサービスを優先する調達活動やその方針のこと。

国等の各機関は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年)によって義務付けられている。また、多くの都道府県・政令都市や大規模な事業者などが取り組んでいる。

促進のための施策に「環境ラベル」がある。

グリーン購入、グリーン購買とほぼ同義であるが、こちらは主体が消費者である場合を含む。→環境ラベル

## ■324 / inTopicNo.3) Re[2]: グリーン調達

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 12:16:44) [ID:RIZr1W1T]

グリーン調達 green procurement

調達段階で国内外の環境法令の対象となる化学物質を分析し、有害物質を含む製品の購入を回避する調達活動、またはその方針のこと。

グリーン購入法の全面施行(2001年)を初め循環型社会形成の推進のための法体系が整備され、環境調和型製品の開発・設計の取組が不可欠となってき手、ますます重要となってきた。

多くの物質、国内外の法律が関わることから、グリーン調達に要求される分析・評価をサポートするための「グリーン調達管理ソフト」が開発されている。

## ■353 / inTopicNo.4) Re[3]: グリーン調達

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:21:06) [ID:clBHBNY8]

グリーン調達 green procurement

企業、官公庁、学校などが製品やサービスを購入する際に、環境への負荷の少ない製品やサービスを優先する調達活動やその方針のこと。

国等の各機関は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年)によって義務付けられている。また、多くの都道府県・政令都市や大規模な事業者などが取り組んでいる。

促進のための施策に「環境ラベル」がある。

グリーン購入、グリーン購買とほぼ同義であるが、こちらは主体が消費者である場合を含む。→環境ラベル

⇒グリーン購入法

循環型社会の形成を図るために公共部門が環境に配慮した製品を積極的に利用することを定めた法律。2001年に施行される。省庁、独立行政法人などの国、地方自治体の機関が特定調達品目において「環境に配慮した調達を進めるべき」と定めている。特定調達品目とは印刷、情報用紙、文房具、トイレトペーパーや公共事業開発などで使われる資材などである。

\* 津久井案にグリーン購入法についての補足説明を追加します。

## 2 3) 建設資材リサイクル法

■274 / inTopicNo.1) 建設資材リサイクル法

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:51:54) [ID:d2FZMERE]

建設資材リサイクル法

2000年5月制定された循環型社会形成のための関連法の一つ。正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。特定の建設資材についての分別解体等、再資源化するための措置を実施するとともに解体工事業者の登録制度を設けることにより、資源の有効な利用の促進および廃棄物の適正な処理の確保を目的とする。一定規模以上の建設工事については一定の技術基準によって、その建築物等に使用されている①コンクリート、②コンクリートおよび鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートを現場で分別し、これらの現場で分別した特定建設資材の廃棄物について再資源化が義務づけられている。→循環型社会形成推進基本法

■309 / inTopicNo.2) Re[1]: 建設資材リサイクル法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:32:39) [ID:RIZr1W1T]

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、2000年(平成4年)5月制定された循環型社会形成のための関連法の一つ。

特定の建設資材についての分別解体等、再資源化するための措置を実施するとともに解体工事業者の登録制度を設けることにより、資源の有効な利用の促進および廃棄物の適正な処理の確保を目的とする。

一定規模以上の建設工事については一定の技術基準によって、その建築物等に使用されている①コンクリート、②コンクリートおよび鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートを現場で分別し、これらの現場で分別した特定建設資材の廃棄物について再資源化が義務づけられている。

→循環型社会形成推進基本法

## 2 4) ★源流管理

■58 / inTopicNo.1) 源流管理

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 10:04:07) [ID:zjT6tl16]

循環型を考えると枠組みとして、開発設計の段階から考えた対応を要請される。

これら設計を含めて大きな範囲で、環境に負荷を掛けない方法を管理していくことが重要である。このような意味合いでこの用語が使われる。諏訪東京理科大学の津久井先生が日本物流学会で提唱されている。中村奎吾修正があると思いますが。

■315 / inTopicNo.2) Re[1]: 源流管理

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 23:28:54) [ID:RIZr1W1T]

源流管理

ある工程で環境負荷が発生しているときに、その工程ではどうしても解決できないケースは多い。その発生原因がそれ以前の工程で不本意にも作られてしまっているからである。

この問題を解決するためには、原因を作っている大本を突き止めて、そこに対して原因を取り除いてもらうことを要請しなければ、いつまでたっても問題は解決しない。

このように、自工程だけでなく上流の工程についても絶えず関心を払い、全体の工程が総体として環境負荷の低減を図れるように、管理していくことを現流管理という。

## 25) ゴミゼロ工場

■258 / inTopicNo.1) ゴミゼロ工場

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 23:41:42) [ID:clBHBNY8]

一〇〇パーセント廃棄物をリサイクル・リユースできるシステムを持つ工場。ただし、ゴミゼロといってもゴミ処理を充実させるよりも、むしろゴミを発生させないシステムを構築することが念頭に置かれている。工場におけるグリーンマネジメントの徹底を図ることによってムダなゴミが出ることを最初から防止している。

■285 / inTopicNo.2) Re[1]: ゴミゼロ工場

□投稿者/ 津久井英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 14:39:21) [ID:I44ctqC]

ゴミゼロ工場 zero-emission factory

100パーセント廃棄物をリサイクル・リユースできるシステムを持つ工場。ただし、ゴミゼロといってもゴミ処理を充実させるよりも、むしろゴミを発生させないシステムを構築することが念頭に置かれている。

工場におけるグリーンマネジメントの徹底を図ることによってムダなゴミが出ることを最初から防止している。

この考え方を都市再生計画に適用したものが「ゴミゼロ型都市」であり、製品開発に適用したものが「ゼロエミッション車(zero-emission vehicle)」である。

## 26) コンパクトシティ

■243 / inTopicNo.1) コンパクトシティ

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/04/10(Sat) 05:34:53) [ID:zjT6tl6]

検索します

■249 / inTopicNo.2) Re[1]: コンパクトシティ

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 02:21:56) [ID:clBHBNY8]

コンパクトシティ政策とは持続可能な都市の空間形態として提起され、欧州で推進されてきた都市政策モデルである。オランダではトラックなどの輸送量の増加に合わせて都市を拡大していくのではなく、都市をコンパクトに活用することによって交通量を最小化する方向が模索されていった。オランダは国土の多くが埋め立てられており、ニュータウンなどの計画的な都市づくりが早くから根づいていた。また地盤が低いということから地球温暖化への国民的な関心も高い。コンパクトシティ政策に物流政策を有機的に組合せ、物流インフラを効果的に各都市にリンクさせていったことでオランダの物流拠点の整備状況は欧州随一といえるものにまでなっている。

## 27) 再生資源利用促進法

### ■218 / inTopicNo.1) 再生資源利用促進法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 06:46:17) [ID:zjT6tl6]

現代用語 384

2000年5月の循環型社会形成推進基本法と同時に、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法が制定され、廃棄物処理法、「再生資源利用促進法」が改正された。国と自治体は事業者と国民に環境整備をすすめるよう要請した。

改正の内容が(別途)説明しています。

この用語はリサイクルなどで再生された資源をうまくつかいこなすよう呼びかけるもの。廃プラスチック、木屑など。

### ■344 / inTopicNo.2) Re[1]: 再生資源利用促進法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:00:33) [ID:cIBHBNY8]

2000年5月に従来のリサイクル法(再生資源の利用の促進に関する法律)が改正され、同法となり、リサイクル(再生)に加えてリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)も促進することとなった。リデュースについては省資源、長寿化を推進するために修理体制の充実や包装のさらなる合理化を図ることとしている。またリユースについては部品を再利用しやすい設計、デザイン、部品の標準化などを促進することとしている。

## 28) 3R

### ■160 / inTopicNo.1) 3R

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 09:37:15) [ID:zjT6tl6]

REDUCE 削減、節約、効率・歩留まり向上、減容

REUSE 再使用、中古品、中古部品、通い容器、

RECYCLE 再利用、ペットボトル、発泡スチロール、ポロ、廃木材、瓦、陶磁器など。

以上 イメージの言葉で解説しました。参考としてRENEWABLE, REMEDIATIONなどが手法として、存在する。

### ■312 / inTopicNo.2) Re[1]: 3R

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 22:55:03) [ID:RIZr1W1T]

3R

リデュース(Reduce): 発生抑制(削減、節約、効率・歩留まり向上、減容など)、リユース(Reuse): 再使用(中古品、中古部品、通い容器など)、リサイクル(Recycle): 再生利用(ペットボトル、発泡スチロール、ポロ、廃木

材、瓦、陶磁器など)の3つの頭文字をとったもの。

## 29) 3E物流

■216 / inTopicNo.1) 3E物流

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 06:31:26) [ID:zjT6tl6]

2000年11月の運輸審議会答申の内容。

今後は次の3つが重要という。

効率対応エフィシエント

環境対応エンバイロメント・フレンドリー

情報対応エレクトロニクス

用語 90

■224 / inTopicNo.2) Re[1]: 3E物流

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 08:07:26) [ID:zjT6tl6]

英語のカタカナ表示の部分は ( )付にしてください。

## 30) 自動車NOx、PM法

■194 / inTopicNo.1) 自動車NOx, PM法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 18:25:56) [ID:zjT6tl6]

自動車排ガス対策法。窒素酸化物、粒子状物質に規制の網をはる。

■301 / inTopicNo.2) Re[1]: 自動車NOx・PM法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:24:57) [ID:RIZr1W1T]

自動車NOx・PM法

正式な名称は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。

従来の「自動車NOx法」(1992年、平成4年)の一部を改正し、窒素酸化物に対する施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図ることを目的として、2002年(平成14年)から施行された。

■348 / inTopicNo.3) Re[2]: 自動車NOx・PM法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:05:33) [ID:cIBHBNY8]

ディーゼル車から排出される粒子状物質(PM)についての発ガン性などにより健康被害が懸念されたことから2001年(平成13年)6月にそれまでの自動車NOx法の改正法として(自動車NOx・PM法)が成立、翌年より施行されている。同法には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない自動車を使うように「車種規制」が盛り込まれている。この規制によって、大都市圏で(首都圏、近畿圏、愛知・三重圏)使用できる自動車は制限されることになる。

なお、自動車排出ガスとは大気汚染防止法により「自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛、その他の人の健康または生活環境にかかわる被害を生じる恐れがある物質と政令で定められたもの」となっている。

## 31) 自動車税のグリーン化

■210 / inTopicNo.1) 自動車税のグリーン化

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 19:47:40) [ID:zjT6tl6]

現代用語 1069

低燃費でノックスの排出も少ない車の自動車税を軽くする。

01年、02年登録が対象。

■226 / inTopicNo.2) Re[1]: 自動車税のグリーン化

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/30(Tue) 08:15:29) [ID:zjT6tl6]

文章中にNOx併記する方がいいと思います。他の部分も同じ表記にします。

■292 / inTopicNo.3) Re[2]: 自動車税のグリーン化

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/02/28(Mon) 13:29:43) [ID:RIZr1W1T]

自動車税のグリーン化

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車は税率を重くする特例措置。

■293 / inTopicNo.4) Re[3]: 自動車税のグリーン化

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/02/28(Mon) 13:31:45) [ID:RIZr1W1T]

自動車税のグリーン化

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車は税率を重くする特例措置。

この特例措置の対象になるためには、排出ガスと燃費について次の条件を満たしていなければならない。

排出ガスについては、最新排出ガス規制値を75%低減する超(自動車関係税を50%軽減する)、50%低減する優(同税を25%軽減)、25%低減する良(同税を13%軽減)の3ランクがある。

また、燃費については、2010年度の基準値を達成していること。

### 3 2) 自動車リサイクル法

■70 / inTopicNo.1) 自動車リサイクル法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 21:04:59) [ID:zjT6tl6]

使用済み自動車の解体処理費用をあらかじめ消費者が新車購入時に支払うことを定めた法律。2004年度の施行を目指す。一台あたり2万円くらいといわれている。

ただし営業用トラックの費用がいくらになるのか関係業界は大いに関心を示すところである。具体的には破砕屑やエアコンのフロンである。

■304 / inTopicNo.2) Re[1]: 自動車リサイクル法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:46:04) [ID:RIZr1W1T]

自動車リサイクル法

正式な名称を「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」といい、2005年(平成17年)1月から施行された。

産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済み自動車(ELV)から生じるシュレッダーダスト(ASR)を低減する必要性が高まって成立したもので、ELVの解体処理費用をあらかじめ消費者が新車購入時に支払うことを定めたもの。

消費者の負担額は車種によって異なるが、一台あたり 2 万円くらいまでといわれている。

■ 346 / inTopicNo.3) Re[2]: 自動車リサイクル法

□ 投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 02:02:11) [ID:cIBHBNY8]

02年7月に成立。自動車と解体くずの不法投棄を防止することなどを目的としている。シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグについて自動車メーカー、輸入業者に回収、再資源化を義務付けている。拡大生産者責任の原則のもとで自動車製造業者の役割、責任を明確化すると同時に長期使用、リサイクル使用可能な製品の生産を促進する。カーエアコンについてはフロン類の取り扱いを踏まえて一体的に扱っている。なお、ロン類についてはリサイクルを行わず、フロン類破壊事業者に委託して破壊することとしている。また自動車の設計、デザイン上の工夫などでリサイクルが容易な製品を開発することも促進している。

### 3 3) ★循環型社会

■ 72 / inTopicNo.1) 循環型社会

□ 投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 21:23:46) [ID:zjT6dl6]

日本では 2000 年の「循環型社会形成推進基準法」によって認知されてきた言葉である。2 条にいわく「製品等が廃棄物等になることが抑制され、ならびに製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われない循環し現については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」と定義される。(現代用語 660)

■ 305 / inTopicNo.2) Re[1]: 循環型社会

□ 投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:52:40) [ID:RIZr1W1T]

循環型社会 recycling-based society / sustainable society

日本では「循環型社会形成推進基本法」(2000 年)によって認知されてきた言葉で、2 条で「製品等が廃棄物等になることが抑制され、ならびに製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われない循環し現については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」と定義している。

■ 322 / inTopicNo.3) Re[2]: 循環型社会

□ 投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 11:34:58) [ID:RIZr1W1T]

循環型社会 rsustainable society / ecycling-based society / circulating society

日本では「循環型社会形成推進基本法」(2000 年)によって認知されてきた言葉で、2 条で「(1)製品等が廃棄物等になることが抑制され、ならびに(2)製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われ、(3)利用されない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」と定義している。

人類は古代文明の発生以来、必要とする資源を収奪などによって他に求め、不要になればこれを廃棄物として処分してきた。

その行く着いた先として、今日の大量調達→大量生産→大量流通→大量消費→大量廃棄の社会システムをもたらしたが、地球環境問題となって人類存亡の危機に直面することになった。

循環型社会では供給システムを、調達→生産→流通→使用・消費→回収→再資源化(→調達…)という循環過程として捉え、最適生産、最適消費、最小廃棄を支えていく。

江戸時代のわが国は島国で他国との交易が少なかったこと、金属など資源に乏しかったことなどから、調達できる限られた資源を循環利用する社会システムを確立して、世界で唯一の現存した循環型社会を形成していた。

戦後の高度経済成長期以降は、この社会システムは崩壊してしまったが、わが国はその知識・経験も活



かし、かつ新たにライフサイクル・アセスメント(LCA)、ゼロエミッション、インバース・マニュファクチャリングなどの新技術・新産業コンセプトの力を加えて、今日的で世界の範となる持続可能な新社会システムとして循環型社会の形成を目指すことを国家方針として法制化した。

わが国は平成12年を循環型社会元年と位置づけ、環境省は『環境白書』とは別に、平成13年より毎年『循環型社会白書』を公表している。

→循環型社会形成推進基本法、環型社会白書、ライフサイクル・アセスメント(LCA)、ゼロエミッション、インバース・マニュファクチャリング、ファクター4、ファクター10

#### ■ 338 / inTopicNo.4) Re[3]: 循環型社会

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 22:40:52) [ID:RIZr1W1T]

循環型社会 rsustainable society / ecycling-based society / circulating society

「循環型社会形成推進基本法」(2000年)によって広く認知されるようになった言葉で、基本法2条で「(1)製品等が廃棄物等になることが抑制され、(2)製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われ、(3)利用されない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会」と定義されている。

人類は古代文明の発生以来、必要とする資源を収奪などによって他に求め、不要になればこれを廃棄物として処分してきた。

その行く着いた先として、今日の大量調達→大量生産→大量流通→大量消費→大量廃棄の社会システムであるが、地球環境問題となって人類存亡の危機に直面することになった。

循環型社会では供給システムを、調達→生産→流通→使用・消費→回収→再資源化(→調達…)という循環過程として捉えて、最適生産、最適消費、最小廃棄を支えていくことになる。

江戸時代のわが国は島国で他国との交易が少なかったこと、金属など資源に乏しかったことなどから、調達できる限られた資源を循環利用する社会システムを確立して、このシステムを支えるリユース、リサイクルの仕事がたくさん存在して、世界で唯一の現存した循環型社会を実現していた。

戦後の高度経済成長期以降は、この社会システムは徐々に崩壊してしまっていて現在はほとんど形を残していないが、その知識・経験も活かし、かつ新たにライフサイクル・アセスメント(LCA)、ゼロエミッション、インバース・マニュファクチャリングなどの新技術・新産業コンセプトの力を加えて、今日的で世界の範となる持続可能な新社会システムとして循環型社会の形成を目指していこうと、国家方針として法制化をしたものである。

なお平成12年を循環型社会元年と位置づけて、環境省が『環境白書』とは別に、平成13年より毎年『循環型社会白書』を公表している。

→循環型社会形成推進基本法、環型社会白書、ライフサイクル・アセスメント(LCA)、ゼロエミッション、インバース・マニュファクチャリング、ファクター4、ファクター10

### 3 4) 静脈物流

#### ■ 78 / inTopicNo.1) 静脈物流

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 22:17:30) [ID:zjT6dl6]

「動脈物流」に対応する用語である。ロジスティクスの過程において、市場に「動脈物流」機能で物資が供給され、任務が終わると回収、リサイクルなどの目的で還流がなされる。これを静脈物流と呼ぶ。循環型社会では今後この機能のシステム化が重要となる。なお「リバース」「グリーン・ロジスティクス」の範疇で議論される言葉である。

#### ■ 265 / inTopicNo.2) Re[1]: 静脈物流

□投稿者/ 武内 章 -(2004/09/28(Tue) 21:27:56) [ID:d2FZMERe]

静脈物流 venous physical distribution

静脈物流は動脈物流の対照語。「動脈物流」とは調達、製造、加工、販売、消費といった生産から消費への

物資の流れを指すのに対し、「静脈物流」は消費者から排出される廃棄物を回収し、再利用、再生、再資源化、および最終廃棄へといった物資の流れをいう。例えば、近年では包装や資材等の廃棄物の回収・再生のために納品車の返り便(…)を利用したり、流通センター用地の一部を廃棄物の一時保管に利用する等、動脈物流と静脈物流の統合をすすめて循環型の環境ロジスティクスを構築しようとする動きがみられる。

■283 / inTopicNo.3) Re[2]: 静脈物流

□投稿者/ 津久井英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 13:55:11) [ID:I44ctqC]

静脈物流 venous physical distribution

人体の血液循環に模して、動脈物流(arterial physical distribution)で使用者・消費者に供給された製品や容器・包装等が任務を終えて、回収・再資源化の目的で還流される仕組みとそのマネジメント体系を静脈物流という。

動脈物流が調達→生産→流通→使用・消費という流れであるのに対して、静脈物流は使用者・消費者から排出される物が、回収→再資源化、或いは最終廃棄へ至る逆の流れとなる。

循環型社会においては静脈物流の高度化がますます重要となってくる。

なお、わが国で 1970 年代からしばしば使われてきたこのコトバは、1992 年、James R.Stock 教授が還流ロジスティクス(reverse logistics)を提唱し、これに吸収された。

■296 / inTopicNo.4) Re[3]: 静脈物流

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 20:25:27) [ID:RIZr1W1T]

静脈物流 venous physical distribution

人体の血液循環に模して、動脈物流(arterial physical distribution)で使用者・消費者に供給された製品や容器・包装等が任務を終えて、回収・再資源化の目的で還流される仕組みとそのマネジメント体系を静脈物流という。

動脈物流が調達→生産→流通→使用・消費という流れであるのに対して、静脈物流は使用者・消費者から排出される物が、回収→再資源化、或いは最終廃棄へ至る逆の流れとなる。

循環型社会においては静脈物流の高度化がますます重要となってくる。

なお、わが国で 1970 年代からしばしば使われてきたこのコトバは、1992 年、James R.Stock 教授が還流ロジスティクス(reverse logistics)を提唱し、これに吸収された。

### 35) スピードリミッター

■82 / inTopicNo.1) スピードリミッター

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/27(Sat) 22:32:15) [ID:zjT6tl16]

車特に営業トラックの速度抑制装置を言う。

速度の出すぎはいろいろな弊害を呼び起こす。騒音、燃料の多消費、交通事故

率の上昇、など環境負荷にとってマイナスである。これの制御として装置を付けさせるもの。

■333 / inTopicNo.2) Re[1]: スピードリミッター

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 18:12:41) [ID:RIZr1W1T]

スピードリミッター(速度抑制装置) speed limiter

高速道路における大型トラックの制限速度の遵守を徹底し、事故の防止をはかる目的で、時速 90km になると運転手がアクセル操作を行っても加速できなくなるための装置で、平成 15 年から装着が義務付けられた。

## 36) ★ゼロエミッション

## ■85 / inTopicNo.1) ゼロエミッション

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/28(Sun) 05:56:40) [ID:zjT6tl6]

うたい文句は「燃やさない、埋め立てない」である。この考え方で産業廃棄物などの処理を行おうというもの。一般には排出物を技術対応でリサイクルに廻して環境負荷低減を図ることが行われている。

## ■254 / inTopicNo.2) Re[1]: ゼロエミッション

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 02:43:33) [ID:cJBHBNY8]

「燃やさない、埋め立てない」を合言葉として産業廃棄物などの処理を行おうというものである。一般には排出物を技術対応でリサイクルに廻して環境負荷低減を図ることが推進されている。

## ■284 / inTopicNo.3) Re[2]: ゼロエミッション

□投稿者/ 津久井英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 14:20:46) [ID:144ctqC]

ゼロエミッション zero-emission

製造工程は原料を投入し、目的としている製品だけでなく不要な廃棄物を排出する。もしここで排出された廃棄物が、別の産業の原料として利用できれば、元の製造工程では結果として廃棄物を出さなかったことと同じになる。

全体での「廃棄物ゼロ」を目指すシステムのこと。

G. パウル氏が提唱し、国連大学が普及に努めている概念で、「燃やさない、埋め立てない」をうたい文句に、「何も無駄にしない。すべての廃棄物に付加価値を見出して利用しつくす」ための技術体系や経営手段を意味する。

## ■337 / inTopicNo.4) Re[3]: ゼロエミッション

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 21:42:05) [ID:RIZr1W1T]

ゼロエミッション zero-emission / Zero Emission Recycle Initiative

製造工程は原料を投入し、目的としている製品だけでなく不要な廃棄物を排出する。もしここで排出された廃棄物が、別の産業の原料として利用できれば、元の製造工程では結果として廃棄物を出さなかったことと同じになる。このように産業廃棄物ゼロという新しい産業社会のあり方を示したもの。

G. パウル氏が提唱し、国連大学が普及に努めている概念で、「燃やさない、埋め立てない」をうたい文句に、「何も無駄にせず、すべての廃棄物に付加価値を見出して利用しつくす」ことを目指し、そのための技術や経営手法を開発していこうとするもの。

## 37) フードマイレージ

## ■236 / inTopicNo.1) フードマイレージ

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/04/10(Sat) 05:21:31) [ID:zjT6tl6]

調査中 中村

## ■291 / inTopicNo.2) Re[1]: フードマイレージ

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/02/28(Mon) 13:23:39) [ID:RIZr1W1T]

フードマイレージ food mileage

航空会社のサービスのひとつで積算した飛行距離(マイル数)に応じてサービスを行うマイレージに擬して、輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。

日本のフードマイレージは約5千億t・km(韓国の約3.4倍、米国の約3.7倍)、日本国民一人当たりで見ると約4千t・km(韓国の約1.2倍、米国の約8倍)である(数字は、農林水産政策研究所の試算)。

食糧の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くで取れた食料を食べた方が、輸送にともなう環境汚染が少なくなるという考え方で、英国の消費者運動家ティム・ラング (Tim Lang) 氏が 1994 年から提唱している。

欧米では、この考え方にもとづいた市民運動が消費者団体や環境団体を中心に Food Miles 運動として広がっている。

これに似た「食の反グローバルイズム」運動に、日本の地産地消、韓国の身土不二、イタリアのスローフードなどの運動がある。

なお、この考え方を木材に適用したものにウッドマイレージがある。

#### ■ 295 / inTopicNo.3) Re[2]: フードマイレージ

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 10:14:02) [ID:RIZr1W1T]

フードマイレージ food mileage

航空会社のサービスのひとつで積算した飛行距離(マイル数)に応じてサービスを行うマイレージに擬して、輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせてもの。

日本のフードマイレージは約 5 千億t・km(韓国の約 3.4 倍、米国の約 3.7 倍)、日本国民一人当たりで見ると約 4 千 t・km(韓国の約 1.2 倍、米国の約 8 倍)である(数字は、農林水産政策研究所の試算)。

食糧の生産地から食卓までの距離に着目し、なるべく近くで取れた食料を食べた方が、輸送にともなう環境汚染が少なくなるという考え方で、英国の消費者運動家ティム・ラング (Tim Lang) 氏が 1994 年から提唱している。

欧米では、この考え方にもとづいた市民運動が消費者団体や環境団体を中心に Food Miles 運動として広がっている。

これに似た「食の反グローバルイズム」運動に、日本の地産地消、韓国の身土不二、イタリアのスローフードなどの運動がある。

なお、この考え方を木材に適用したものにウッドマイレージがある。

#### ■ 323 / inTopicNo.4) Re[3]: フードマイレージ

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 11:46:17) [ID:RIZr1W1T]

フードマイレージ food mileage

航空会社のサービスのひとつで積算した飛行距離(マイル数)に応じてサービスを行うマイレージに擬して、輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせて求める単位(t・km、トンキロと読む)。

日本のフードマイレージは約 5 千億t・km(韓国の約 3.4 倍、米国の約 3.7 倍)、日本国民一人当たりで見ると約 4 千 t・km(韓国の約 1.2 倍、米国の約 8 倍)で、いずれも世界最大の値である(数字は、農林水産省・農林水産政策研究所の中田哲也氏の試算)。

食糧の生産地から食卓までの距離に着目し、「なるべく近くで取れた食料を食べた方が、輸送にともなう環境汚染が少なくなる」という考え方で、英国の消費者運動家ティム・ラング (Tim Lang) 氏が 1994 年に提唱した。

欧米では、この考え方にもとづいた市民運動が消費者団体、環境団体を中心にフードマイルズ (Food Miles) 運動として広がっている。

これに似た「食の反グローバルイズム」運動に、日本の地産地消、韓国の身土不二、イタリアのスローフードなどの運動がある。

また、この考え方を木材に適用したものにウッドマイルズ (wood miles) 運動があり、こちらはその単位としてはウッドマイレージ (&#13221;・km) が使われている。

### 3 8) 容器包装リサイクル法

#### ■ 150 / inTopicNo.1) 容器包装リサイクル法

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 08:30:46) [ID:zjT6tl6]

正式「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律。1997年4月施行。循環型社会形成促進の一環。ペットボトルから始まり、プラスチック、紙容器に拡大した。現代用語 1062

■303 / inTopicNo.2) Re[1]: 容器包装リサイクル法

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 21:36:55) [ID:RIZr1W1T]

容器包装リサイクル法

正式な名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、1997年に施行された。

家庭ごみを中心とする一般廃棄物の中で容器・包装廃棄物が占める割合は容積日で6割、重量比で2~3割にも達していることから、ゴミの減量化・リサイクルを促進することを目的としたもの。

■343 / inTopicNo.3) Re[2]: 容器包装リサイクル法

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2005/03/14(Mon) 01:58:20) [ID:c1BHBNY8]

家庭、事業所などから出される一般廃棄物に使われるさまざまな容器、包装材に再商品化の義務を課した法律で1995年に成立。当初はスチール缶、ガラス製容器、飲料用などのペットボトル、牛乳パックなどの飲料用紙パックが対象となっていたただけだったが、2000年の改正で飲料用紙パック以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装も対象に追加された。同法では容器、包装について消費者の分別輩出、市町村などの費用負担による分別収集、事業者の費用負担などによる再商品化が規定されている。また容器包装の分別収集を容易にするために原材料の識別マーク表示を義務としている。

### 39) ★リバースロジスティクス

■155 / inTopicNo.1) リバースロジスティクス

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 08:58:40) [ID:zjT6tl6]

回収、循環、静脈、返品イメージをもつロジスティクスの一環。

循環型社会では真剣に取り組むべき課題である。動脈と静脈ではシステムがかなり違ってくる。まず前もって計画、予測が難しい。よって帰り車で「物流」するのも

実情がよく把握されないとむずかしい。こらえらのシステムを関係者で巧く運用できるかにリバースの成功がかかる。

■287 / inTopicNo.2) Re[1]: リバースロジスティクス

□投稿者/ 津久井英喜 @ -(2005/02/23(Wed) 15:22:32) [ID:144ctqC]

リバースロジスティクス (reverse logistics)

1992年に、James R.Stock教授によって提唱されたもので、各リサイクル法で回収・再資源化が義務づけられている使用済み製品の回収のための物流・ロジスティクス活動をイメージすればよい(静脈物流の項を参照)。

わが国でも、四半世紀ほど前から動脈物流と静脈物流とを区分した考察が行われてきたが、リバースロジスティクスと静脈物流とを同一視することはできない。

静脈物流はあくまでも、企業が使用済み商品・損傷商品・旧式商品や容器包装をエンドユーザーから集める活動に限定していたからである。

また、動脈物流が取り扱わない部分を静脈物流として捉えていたとはいえ、環境問題との関連で認識していたわけでは必ずしもなかった。

その展、リバースロジスティクスでは、環境問題との関連で、「ミッシング・リンク」として認識し、不完全なが

らも物流・ロジスティクスを”循環過程”として捕らえようとする姿勢がうかがわれる。

■297 / inTopicNo.3) Re[2]: リバースロジスティクス

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/01(Tue) 20:33:57) [ID:RIZr1W1T]

リバースロジスティクス (reverse logistics)

1992年に、James R.Stock教授によって提唱されたもので、各リサイクル法で回収・再資源化が義務づけられている使用済み製品の回収のための物流・ロジスティクス活動をイメージすればよい(静脈物流の項を参照)。

わが国では、四半世紀ほど前から動脈物流と静脈物流とを区分した考察が行われてきたが、リバースロジスティクスと静脈物流とを同一視することはできない。

静脈物流はあくまでも、企業が使用済み商品・損傷商品・旧式商品や容器包装をエンドユーザーから集める活動に限定していたこと、また、動脈物流が取り扱わない部分を静脈物流として捉えていたとはいえ環境問題との関連で認識していたわけではなかった。

その点、物流・ロジスティクスを”循環過程”として捕らえようとし、環境問題との関連で、リバースロジスティクスを”ミッシング・リンク”として認識している点で静脈物流とは決定的な違いがある。

■326 / inTopicNo.4) Re[3]: リバースロジスティクス

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/04(Fri) 14:48:39) [ID:RIZr1W1T]

リバースロジスティクス (reverse logistics)

米国ロジスティクス管理協議会 (CLM: Council of Logistics Management) の委託研究の成果に基づいて、1992年、James R.Stock教授によって提唱されたもので、同教授は次のように定義している。

「ビジネスの見地からすると、製品の回収 (product return)、省資源 (source reduction)、リサイクル (recycling)、素材の代替 (materials substitution)、素材の再使用 (material reuse)、廃棄物処理 (waste disposal)、製品の再生 (refurbishing)、修理 (repair)、解体部品の再生による製造 (remanufacturing) といった領域でのロジスティクスの役割りに関係した専門用語である。

また、エンジニアリングの見地からすると、サプライチェーンのループを利益が出るように閉じるために、事業を横断して最適なロジスティクスエンジニアリングやマネジメント方法論を提供するもので、リバースロジスティクス・マネジメント (RLM) やシステムチック・ビジネスモデルに関係した専門用語である。」

(Development and Implementatuin of Reverse Logistics Programs, 1998 による)

わが国でも、四半世紀ほど前から動脈物流と静脈物流とを区分した考察が行われてきたが、静脈物流はあくまでも、企業が使用済み商品・損傷商品・旧式商品や容器包装をエンドユーザーから集める活動に限定していて、必ずしも環境問題との関連で認識されていたわけでもなかった。

その点でリバースロジスティクスは、物流・ロジスティクスを循環するリンク(環)として捉えようとし、環境問題との関連でミッシング・リンクとして認識した点で、静脈物流とは異なっている。

#### 40) ロードプライシング

■157 / inTopicNo.1) ロードプライシング

□投稿者/ 中村奎吾 -(2004/03/29(Mon) 09:16:07) [ID:zjT6tJl6]

道路渋滞対策として、都心部や混雑時間帯での自動車利用に、特別な料金を課して交通量を削減する手法。ロンドンで実施して18%乗り入れが減少した。

2004年3月(読売新聞記事)

■250 / inTopicNo.2) Re[1]: ロードプライシング

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/04/15(Thu) 02:24:03) [ID:cIBHBNY8]

特定の区域や道路などで自動車の移動に対して課金、制限を加える制度。都市交通の混雑を緩和する。貨物輸送効率の向上を促す。環境にもやさしい。シンガポールではロードプライシングのIT情報武装を強化。電子的に料金徴収を行う電子ロードプライシングシステムを導入。時間帯、混雑状況に応じて課金額が変動。道路容量とそれに見合った交通量のバランスを完全にコントロールできる。

■256 / inTopicNo.3) Re[2]: ロードプライシング

□投稿者/ 津久井英喜 -(2004/04/15(Thu) 23:29:39) [ID:cIBHBNY8]

道路渋滞対策として、都心部や混雑時間帯での自動車利用に、特別な料金を課して交通量を削減する手法。特定の区域や道路などで自動車の移動に対して課金、制限を加える制度。都市交通の混雑を緩和する。貨物輸送効率の向上を促す。環境にもやさしい。シンガポールではロードプライシングのIT情報武装を強化。電子的に料金徴収を行う電子ロードプライシングシステムを導入。時間帯、混雑状況に応じて課金額が変動。道路容量とそれに見合った交通量のバランスを完全にコントロールできる。またロンドンの事例では実施により 18%の乗り入れの減少に成功している。

■259 / inTopicNo.4) Re[3]: ロードプライシング

□投稿者/ 鈴子久になり -(2004/07/08(Thu) 16:15:47) [ID:r7FbiHXy]

、道路渋滞対策として、都心部や混雑時間帯での自動車利用に、特別な料金を課して交通量を削減する手法。特定の区域や道路などで自動車の移動に対して課金、制限を加える制度。都市交通の混雑を緩和する。貨物輸送効率の向上を促す。環境にもやさしい。シンガポールではロードプライシングのIT情報武装を強化。電子的に料金徴収を行う電子ロードプライシングシステムを導入。時間帯、混雑状況に応じて課金額が変動。道路容量とそれに見合った交通量のバランスを完全にコントロールできる。またロンドンの事例では実施により 18%の乗り入れの減少に成功している。今後、にひお

■260 / inTopicNo.5) Re[4]: ロードプライシング

□投稿者/ 鈴木邦成 -(2004/07/18(Sun) 23:14:23) [ID:cIBHBNY8]

道路渋滞対策として、都心部や混雑時間帯での自動車利用に、特別な料金を課して交通量を削減する手法。特定の区域や道路などで自動車の移動に対して課金、制限を加える制度。都市交通の混雑を緩和する。貨物輸送効率の向上を促す。環境にもやさしい。シンガポールではロードプライシングのIT情報武装を強化。電子的に料金徴収を行う電子ロードプライシングシステムを導入。時間帯、混雑状況に応じて課金額が変動。道路容量とそれに見合った交通量のバランスを完全にコントロールできる。またロンドンの事例では実施により 18%の乗り入れの減少に成功している。

■314 / inTopicNo.6) Re[5]: ロードプライシング

□投稿者/ 津久井 英喜 -(2005/03/02(Wed) 23:16:15) [ID:RIZr1W1T]

ロードプライシング road pricing

道路渋滞対策として、都心部や混雑時間帯での自動車利用に、特別な料金を課して交通量を削減する手法。特定の区域や道路などで自動車の移動に対して課金、制限を加える。

都市交通の混雑を緩和し、貨物輸送効率の向上を促すとともに、環境にもやさしい。

シンガポールではロードプライシングのIT情報武装を強化。電子的に料金徴収を行う電子ロードプライシングシステムを導入。時間帯、混雑状況に応じて課金額が変動。道路容量とそれに見合った交通量のバランスを完全にコントロールできる。

またロンドンの事例では実施により 18%の乗り入れ減少に成功している。



グリーンロジスティクスリンク集

大分類	中分類	小分類
国際交渉	気候変動枠組条約締約国会議 京都議定書の概要	COP3 (地球温暖化防止京都会議)
国内対策	京都メカニズム 地球温暖化対策推進本部 (首相官邸)	地球温暖化対策推進大綱
行政施策	環境省  経済産業省  国土交通省  農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合環境政策 (環境会計、環境報告書、グリーン購入、PRTRなど)</li> <li>・地球環境・国際環境協力</li> <li>・廃棄物・リサイクル対策</li> <li>・大気汚染・自動車対策</li> <li>・地球環境対策</li> <li>・循環型社会形成</li> <li>・環境ビジネス振興</li> <li>・化学物質対策</li> </ul> 国土交通省環境行動計画 国土交通省環境政策の基本的方向 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸部門環境対策</li> <li>・国土と環境を考える委員会</li> </ul> 低公害車の開発・普及 ー自動車税のグリーン化等による取り組みー 物流政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル</li> <li>・環境保全型農業対策室</li> <li>・畜産環境対策情報</li> </ul>
促進策	公募情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経済産業省</li> <li>■国土交通省</li> <li>■環境省</li> <li>■農林水産省</li> <li>■NEDO</li> </ul>
3R 関連情報	資源有効利用促進法  容器包装リサイクル  家電リサイクル  自動車リサイクル  食品リサイクル  建設リサイクル  バーゼル条約 グリーン購入法	○法令関係 (経済産業省) ○産業構造審議会 (経済産業省) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別リサイクルガイドライン</li> <li>・品目別リサイクルガイドライン</li> </ul> ○取組状況 (製品毎) (経済産業省) ○リサイクル等支援措置 (経済産業省) ○法令関係 (経済産業省) ○分別収集・再商品化実績 (環境省) ○実施状況 (経済産業省) ○分別収集見込量 (環境省) ○ (財) 日本容器包装リサイクル協会 ○法令関係 (経済産業省) ○施行状況 (環境省) ○再商品化実績 (経済産業省) ○家電リサイクルホームページ (経済産業省) ○ (財) 家電製品協会 ○法令関係 (経済産業省) ○ (財) 自動車リサイクル促進センター ○法令関係 (経済産業省) ○再生利用等実態調査結果 (農林水産省) ○関連情報 (環境省) ○関連情報 (農林水産省) ○法令関係 (経済産業省) ○施行状況 (国土交通省) ○リサイクルホームページ (国土交通省) ○法令関係 (経済産業省) ○法令関係 (経済産業省) ○関連情報 (環境省) ○グリーン購入ネットワーク

グリーンロジスティクスリンク集

大分類	中分類	小分類
ISO	ISO概要 ISO14000シリーズの概要 ISO14000審査登録機関	
統計	・環境統計集（環境省）	
自治体	<p>■主な都道府県（政令指定都市の都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道府</li> <li>・宮城県</li> <li>・東京都</li> <li>・神奈川県</li> <li>・埼玉県</li> <li>・千葉県</li> <li>・愛知県</li> <li>・京都府</li> <li>・大阪府</li> <li>・兵庫県</li> <li>・広島県</li> <li>・福岡県</li> </ul> <p>⇒その他都道府県のURL検索</p> <p>■政令指定都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌市</li> <li>○仙台市</li> <li>○さいたま市</li> <li>○千葉市</li> <li>○川崎市</li> <li>○横浜市</li> <li>○名古屋市</li> <li>○京都市</li> <li>○大阪市</li> <li>○神戸市</li> <li>○広島市</li> <li>○北九州市</li> <li>○福岡市</li> </ul>	
企業・経営	<p>環境報告書</p> <p>環境報告書（(財)地球・人間環境フォーラム）</p> <p>環境報告書（日経BP）</p>	
新聞社・メディア	<p>■日経BP 環境</p> <p>■環境g o o</p> <p>■環境新聞社</p> <p>■日報</p> <p>■日本工業新聞</p>	
その他関連情報	<p>地域環境行政支援情報システム「知恵の輪」</p> <p>環境技術情報ネットワーク</p> <p>全国地球温暖化防止活動推進センター</p> <p>Japan for Sustainability</p> <p>E I Cネット</p>	

国際関連のURLリンク集

資料 3 - 2  
2005. 5. 12

		備考	URL
<b>国際機関</b>			
United Nations Development Programme (UNDP)	国連開発計画		<a href="http://www.undp.org/">http://www.undp.org/</a>
United Nations Environment Programme (UNEP)	国連環境計画		<a href="http://www.unep.org/">http://www.unep.org/</a>
World Meteorological Organization (WMO)	世界気象機関		<a href="http://www.wmo.ch/">http://www.wmo.ch/</a>
Center for International Earth Science Information Network	国際地球科学情報ネットワーク連合 (CIRESIN)		<a href="http://www.ciesin.org/">http://www.ciesin.org/</a>
United Nations Centre for Regional Development (UNCRD)	国連地域開発センター		<a href="http://www.uncrd.or.jp/">http://www.uncrd.or.jp/</a>
United Nations Centre for Regional Development (UNCRD)	国連地域開発センター	(日本語)	<a href="http://www.uncrd.or.jp/ja/">http://www.uncrd.or.jp/ja/</a>
<b>環境省、機関</b>			
	環境省地球環境局環境協力室	環境省が行っている国際協力の取り組み(日本語)	<a href="http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/index.html">http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/index.html</a>
U.S. Environmental Protection Agency (USEPA)	米国環境保護庁		<a href="http://www.epa.gov/">http://www.epa.gov/</a>
Environment Canada	カナダ 環境省		<a href="http://www.ec.gc.ca/envhome.html">http://www.ec.gc.ca/envhome.html</a>
European Environmental Agency (EEA)	ヨーロッパ環境機関		<a href="http://www.eea.eu.int/">http://www.eea.eu.int/</a>
The Central European Environmental Data Request Facility (CEDAR)	中欧環境情報センター		<a href="http://www.cedar.at/sitemap.htm">http://www.cedar.at/sitemap.htm</a>
Environment Agency	環境情報機関(イギリス)		<a href="http://www.environment-agency.gov.uk/?lang= e">http://www.environment-agency.gov.uk/?lang= e</a>
Netherlands Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment	オランダ住宅・国土計画・環境省		<a href="http://www.vrom.nl/international/">http://www.vrom.nl/international/</a>
Swedish Environmental Protection Agency	スウェーデン環境省・環境保護局		<a href="http://www.sweden.gov.se/sb/d/5400;jsessionid=al6sPKn9Qf1c">http://www.sweden.gov.se/sb/d/5400;jsessionid=al6sPKn9Qf1c</a>
Environmental Advisory Council	スウェーデン環境諮問機関		<a href="http://www.sou.gov.se/mvb/english/index.htm">http://www.sou.gov.se/mvb/english/index.htm</a>
Minister of the Environment of the Czech Republik	チェコ共和国 環境省		<a href="http://www.env.cz/env.nsf/homeie?OpenFrameSet">http://www.env.cz/env.nsf/homeie?OpenFrameSet</a>
Danish Ministry of the Environment	デンマーク環境保護庁		<a href="http://www.mst.dk/homepage/">http://www.mst.dk/homepage/</a>
Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU)	ドイツ連邦環境省		<a href="http://www.bmu.de/english/aktuell/4152.php">http://www.bmu.de/english/aktuell/4152.php</a>
Dutch National Waste Management Plan (LAP)	ドイツ廃棄物処理		<a href="http://www.aoo.nl/">http://www.aoo.nl/</a>
Ministère de l'écologie et du développement durable	フランス国土計画・環境省		<a href="http://www1.environnement.gouv.fr/sommaire.php3">http://www1.environnement.gouv.fr/sommaire.php3</a>
Finland's environmental administration	フィンランド環境省		<a href="http://www.environment.fi/">http://www.environment.fi/</a>
Belgian Federal Department of the Environment	ベルギー環境省		<a href="http://www.environment.fgov.be/">http://www.environment.fgov.be/</a>
Department of the Environment and Heritage,	オーストラリア 環境省		<a href="http://www.ea.gov.au/">http://www.ea.gov.au/</a>
New Zealand Ministry for the Environment	ニュージーランド 環境省		<a href="http://www.mfe.govt.nz/">http://www.mfe.govt.nz/</a>
Government of India, Ministry of Environment & Republik Indonesia.	インド 環境・森林省		<a href="http://envfor.nic.in/">http://envfor.nic.in/</a>
Science Technology and Environment Agency, The Lao People's Democratic Republic	インドネシア共和国 環境省		<a href="http://www.menlh.go.id/eng/">http://www.menlh.go.id/eng/</a>
Ministry of Environment Republic of Korea	ラオス共和国 科学技術環境庁		<a href="http://www.stea.gov.la/">http://www.stea.gov.la/</a>
Ministry of Environment, Royal Government of	韓国 環境省		<a href="http://eng.me.go.kr/user/index.html">http://eng.me.go.kr/user/index.html</a>
Ministry of Natural Resources and Environment, King of Thailand	カンボジア王国 環境省		<a href="http://www.camnet.com.kh/moe/">http://www.camnet.com.kh/moe/</a>
	タイ王国 天然資源・環境省		<a href="http://www.mnre.go.th/MNRE/index.jsp">http://www.mnre.go.th/MNRE/index.jsp</a>

国際関連のURLリンク集

資料 3 - 2  
2005. 5. 12

		備考	URL
Environmental Protection Administration, ROC	台湾行政院環境保護署		<a href="http://cemnt.epa.gov.tw/eng/">http://cemnt.epa.gov.tw/eng/</a>
State Environmental Protection Administration	中華人民共和國 国家環境保護総局		<a href="http://www.zhb.gov.cn/english/">http://www.zhb.gov.cn/english/</a>
Government of Pakistan Ministry of Environment	パキスタン 環境省		<a href="http://www.pakepa.org/">http://www.pakepa.org/</a>
Department of Environment and Natural Resources, Republic of the Philippine	フィリピン共和国 環境・自然資源省		<a href="http://www.denr.gov.ph/">http://www.denr.gov.ph/</a>
Ministry of Natural Resources and Environment, Vietnam Environment Protection Agency	ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省		<a href="http://www.monre.gov.vn/">http://www.monre.gov.vn/</a>
The Ministry of Natural Resources and Environment of Malaysia	マレーシア天然資源環境省		<a href="http://www.nre.gov.my/nre_bi/index.htm">http://www.nre.gov.my/nre_bi/index.htm</a>
<b>団体</b>			
<b>アメリカ</b>			
Steel Recycling Institute (SRI)	鉄鋼リサイクル		<a href="http://www.recycle-steel.org/">http://www.recycle-steel.org/</a>
Automotive Recyclers Association (ARA)	自動車リサイクル		<a href="http://www.a-r-a.org/">http://www.a-r-a.org/</a>
National Recycling Coalition	米国リサイクル連合		<a href="http://www.nrc-recycle.org/">http://www.nrc-recycle.org/</a>
Automotive Parts Remanufacturers	自動車部品再製品化		<a href="http://www.apra.org/">http://www.apra.org/</a>
UK Aluminium Packaging Recycling Organisation	アルミニウム缶リサイクル (イギリス)		<a href="http://www.alupro.org.uk/">http://www.alupro.org.uk/</a>
Film & Bag Federation	ビニール袋		<a href="http://www.plasticbag.com/">http://www.plasticbag.com/</a>
North American Recycled Rubber Association (N.A.R.R.A.)	北米再生ゴム		<a href="http://www.recycle.net/recycle/assn/narra/">http://www.recycle.net/recycle/assn/narra/</a>
National Center for Remanufacturing and Resource Recovery (NC3R)	資源回収ナショナルセンター		<a href="http://www.reman.rit.edu/">http://www.reman.rit.edu/</a>
Air & Waste Management Association	米国空気と廃棄物管理		<a href="http://www.awma.org/">http://www.awma.org/</a>
Solid Waste Association of North America	北米固形物廃棄処理連盟		<a href="http://www.swana.org/">http://www.swana.org/</a>
<b>欧州</b>			
European Federation for Transport and Environment	欧州の輸送と環境		<a href="http://www.t-e.nu/">http://www.t-e.nu/</a>
Association for Emissions Control by Catalyst	自動車排気ガス抑制		<a href="http://www.aecc.be/">http://www.aecc.be/</a>
Beverage Cartons and the Environment (ACE)	飲料カートンと環境		<a href="http://www.ace.be/">http://www.ace.be/</a>
Aviation Environment Federation (AEF)	航空環境		<a href="http://www.aef.org.uk/">http://www.aef.org.uk/</a>
Environmental Industries Commission (EIC)	使用済みプラスチック容器のリサイクル		<a href="http://www.eic-uk.co.uk/main.cfm">http://www.eic-uk.co.uk/main.cfm</a>
FEAD	欧州廃棄物管理および環境サービス		<a href="http://www.fead.be/">http://www.fead.be/</a>
Brussels Institute for Management of the European Recovery and Recycling Association	ブリュッセル環境管理		<a href="http://www.ibgebim.be/english/contenu/index.asp">http://www.ibgebim.be/english/contenu/index.asp</a>
	再生・リサイクル		<a href="http://www.integra.org.uk/about/erra.html">http://www.integra.org.uk/about/erra.html</a>
<b>アジア</b>			
Hong Kong Sea Transport and Logistics Association	香港航運物流協会		<a href="http://www.hkstla.org/en/instpage/obj_dvlp.php">http://www.hkstla.org/en/instpage/obj_dvlp.php</a>
Asia-Pacific Centre for Environmental Law	アジア太平洋環境法センター (シンガポール)		<a href="http://law.nus.edu.sg/apcel/">http://law.nus.edu.sg/apcel/</a>
The Earth Council Institute	アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)		<a href="http://www.ecouncil.ac.cr/">http://www.ecouncil.ac.cr/</a>
Indira Gandhi Institute of Development Research	インディア・ガンディー開発研究所 (インド)		<a href="http://www.igidr.ac.in/">http://www.igidr.ac.in/</a>
Institute of Southeast Asian Studies	東南アジア研究所 (シンガポール)		<a href="http://www.iseas.edu.sg/">http://www.iseas.edu.sg/</a>
Korea Environment Institute	韓国環境政策・評価研究院		<a href="http://eng.kei.re.kr/">http://eng.kei.re.kr/</a>
Thailand Environment Institute (TEI)	タイ環境研究所		<a href="http://www.tei.or.th/">http://www.tei.or.th/</a>
Stockholm Environment Institute (SEI)	ストックホルム環境研究所 (スウェーデン)		<a href="http://www.sei.se/">http://www.sei.se/</a>
Center for International Environmental Law (CIEL)	国際環境法センター (米国)		<a href="http://www.ciel.org/">http://www.ciel.org/</a>

国際関連のURLリンク集

資料3-2  
2005. 5. 12

		備考	URL
Wuppertal Institute for Climate, Environment and Energy	ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)		<a href="http://www.wupperinst.org/">http://www.wupperinst.org/</a>
<b>環境に関するサイト</b>			
Waste Watch (NGO)	3Rの総合サイト(イギリス)		<a href="http://www.wastewatch.org.uk/">http://www.wastewatch.org.uk/</a>
Environmental Data Services Ltd (ENDS)	環境情報サービス(イギリス)		<a href="http://www.ends.co.uk/">http://www.ends.co.uk/</a>
World Renewable Energy Network	「世界再生可能エネルギー・ネットワーク」(イギリス)	1992年、英国レディングでの第2回世界再生可能エネルギー会議中に設置されたWRENは、環境上安全であり、かつ、経済的に持続可能な再生可能エネルギー源の利用と実用化を支援、奨励する上で、もっとも効果的な組織の一つ	<a href="http://www.wrenuk.co.uk/">http://www.wrenuk.co.uk/</a>
Centre for Analysis and Dissemination of Demonstrated Energy Technologies	「CADET」再生可能エネルギー(イギリス)	国際的な情報ネットワークとして、利用者が再生可能エネルギーと省エネ技術について知るための手助けを行っている	<a href="http://www.caddet.org/technologies/index.php">http://www.caddet.org/technologies/index.php</a>
Clean Energy	「クリーンエナジー」(ドイツ)	クリーンなエネルギーに関連する企業、組織、商品、活動に関する全世界的なディレクトリー	<a href="http://www.cleanenergy.de/index2.html">http://www.cleanenergy.de/index2.html</a>
IGES EnviroScope	環境戦略・政策・研究のオンライン・プラットフォーム	環境と持続可能な開発に関する世界の新着情報をリアルタイムで提供。参加機関のウェブサイトに掲載された新着情報をリアルタイムで自動的に取得し、ニュースヘッダーとして一覧公開する	<a href="http://enviroscope.iges.or.jp">http://enviroscope.iges.or.jp</a>
	中国環境問題の現状	中国の環境に関する様々なリンクがある(日本語)	<a href="http://homepage2.nifty.com/jianyuan/">http://homepage2.nifty.com/jianyuan/</a>
	国家環境政策法の情報(アメリカ)		<a href="http://ceq.eh.doe.gov/nepa/nepanet.htm">http://ceq.eh.doe.gov/nepa/nepanet.htm</a>
GREENTIE	「GREENTIE」温室効果ガス技術情報	GREENTIEは、温室効果ガス排出削減に貢献する技術を有する事業者の国際的総覧です。 GREENTIEはまた、資金調達、および、クリーンエネルギー技術を中心とする研究開発・情報活動を展開する主要な国際機関に関する情報も提供している	<a href="http://www.greentie.org/">http://www.greentie.org/</a>
Environment Congress for Asia and the Pacific (ECO ASIA)	「エコ・アジアネット」アジア各国の環境省へのリンク		<a href="http://www.ecoasia.org/">http://www.ecoasia.org/</a>
Global Environment Information Center (GEIC)	「地球環境パートナーシッププラザ」環境省と国際連合大学が共同で運営する環境情報センター		<a href="http://www.geic.or.jp/">http://www.geic.or.jp/</a>
Global Environment Information Center (GEIC)	「地球環境パートナーシッププラザ」環境省と国際連合大学が共同で運営する環境情報センター	(日本語)	<a href="http://www.geic.or.jp/geic/">http://www.geic.or.jp/geic/</a>

国際関連のURLリンク集

資料 3 - 2  
2005. 5. 12

		備考	URL
APEC Virtual Center for Environmental Technology Exchange	APEC環境技術交流バーチャルセンター (日本語)	地球規模の問題を解決するため、APEC域内の国・地域、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境技術情報を、インターネットを通じて提供	<a href="http://www.apec-vc.or.jp/apec_j/index.asp">http://www.apec-vc.or.jp/apec_j/index.asp</a>
Earth's Biggest Environment Search Engine	最多の環境問題専門のサーチエンジン		<a href="http://www.webdirectory.com/">http://www.webdirectory.com/</a>
<b>物流と環境</b>			
Eur Activ - Transport			<a href="http://www.euractiv.com/Section?idNum=3750333">http://www.euractiv.com/Section?idNum=3750333</a>
Transport and Environment	欧州の輸送と環境		<a href="http://europa.eu.int/comm/environment/air/transport">http://europa.eu.int/comm/environment/air/transport</a>
Logistics - White Paper Orientations	欧州のロジスティクス白書(2010年欧州の輸送方針)		<a href="http://europa.eu.int/comm/transport/logistics/index_en.htm">http://europa.eu.int/comm/transport/logistics/index_en.htm</a>
	インド輸送、環境関連データ		<a href="http://www.teriin.org/urban/urban.htm">http://www.teriin.org/urban/urban.htm</a>
<b>企業環境レポート</b>			
Deutsche Post World Net (ドイツ)			<a href="http://www.dpwn.de/dpwn?check=yes&amp;lang=de_EN&amp;xmlFile=300000200">http://www.dpwn.de/dpwn?check=yes&amp;lang=de_EN&amp;xmlFile=300000200</a>
Transport & Mobility Leuven (ベルギー)			<a href="http://www.tmlleuven.be/home.htm">http://www.tmlleuven.be/home.htm</a>
Daimler Chrysler			<a href="http://www.daimlerchrysler.com/dccom/0,,0-5-7166-1-143632-1-0-0-0-0-8-7166-0-0-0-0-0-">http://www.daimlerchrysler.com/dccom/0,,0-5-7166-1-143632-1-0-0-0-0-8-7166-0-0-0-0-0-</a>
Laura Ashley			<a href="http://www.lauraashley.com/pdf/environment/LauraAshleyEnvironmentalReport2003.pdf">http://www.lauraashley.com/pdf/environment/LauraAshleyEnvironmentalReport2003.pdf</a>

ロジスティクス環境会議の目的、目標と各委員会の2004年度活動報告・課題および2005年度活動計画（第3回本会議/2005年3月16日）

1. 環境会議の方針

- 1) 目的：循環型社会を実現するロジスティクスの構築 ～個人が変わる、企業が変わる、物流が変わる～
- 2) 目標：行政・自治体・大学等の研究機関・関連団体との連携を図りながら、環境と調和したロジスティクス方針・活動を通じて、循環型社会を実現するロジスティクスの構築に取り組む企業を増やす。
- 3) 期間：2003年11月～2006年3月（第1期）

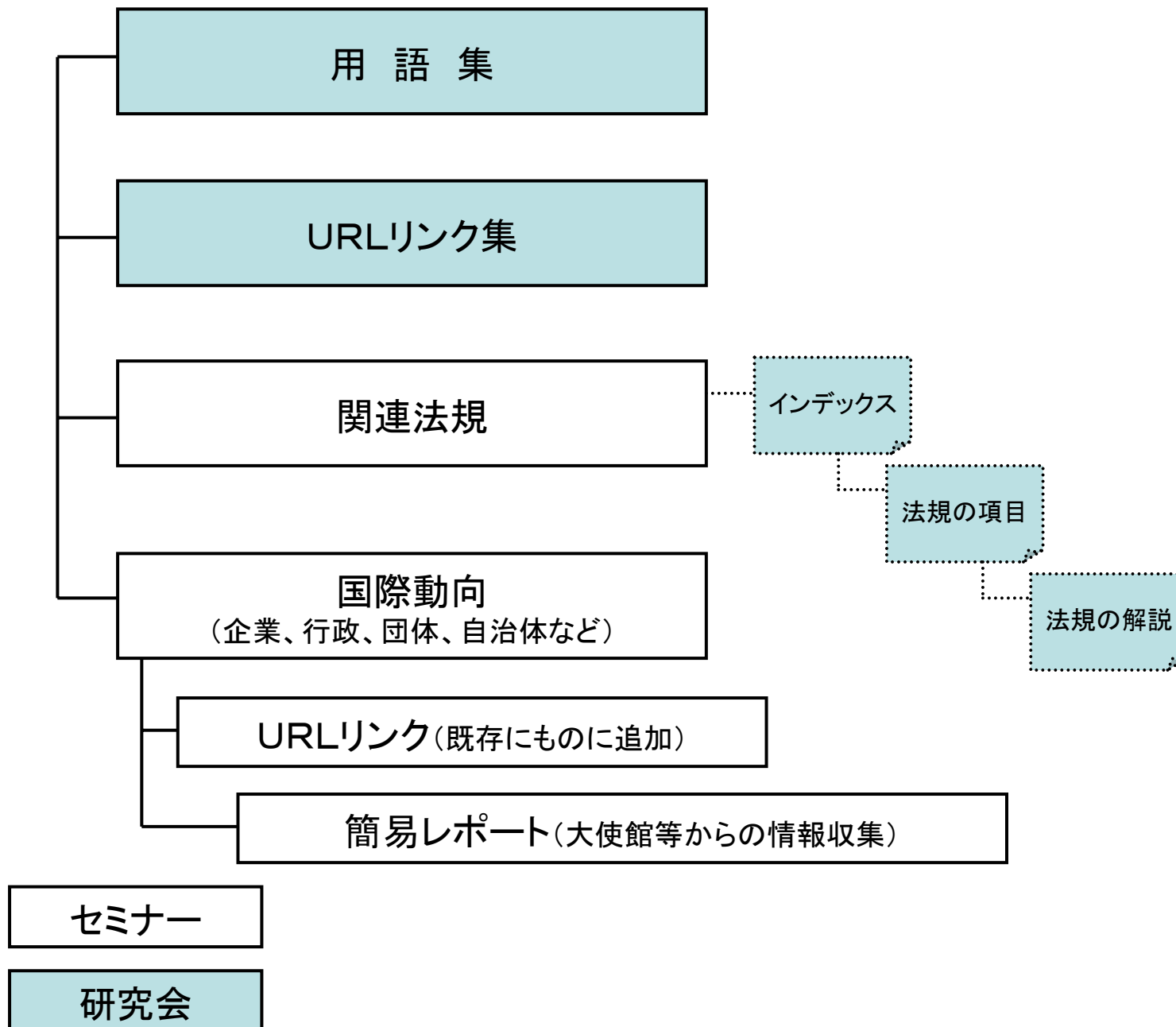
2. 各委員会の活動方針・活動内容と課題・成果

委員会	活動方針	2004年度活動報告と課題	2005年度活動計画
1) 源流管理による環境改善委員会	<p>(1) ロジスティクスの分野から環境負荷低減に取り組むため、荷主企業のロジスティクス・物流部門、物流企業として現状の物流活動をチェックし、見直すための視点とその内容をまとめる。</p> <p>(2) 合意された内容はマニュアル形式に整理し、関係者の環境活動を支援する。</p> <p><b>【検討のステップ】</b></p> <p><b>第1ステップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業が守るべきこと(法令、条例遵守事項)</li> <li>・各企業がやるべきこと及びその対策①</li> </ul> <p>※ロジスティクス・物流部門が管理・改善可能な範囲</p> <p><b>第2ステップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業がやるべきこと及びその対策②</li> </ul> <p>※ロジスティクス・物流部門から対他部門への提案 ※運送業・倉庫業等から荷主企業への提案 (環境負荷低減を実現する物流サービスなど)</p>	<p><b>【活動(検討)内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が環境負荷低減活動を促進するための、人材の育成、組織のあり方等の基本方針の検討</li> <li>・ロジスティクス・物流部門として環境負荷低減活動を促進するため、物流機能毎(包装、輸送、保管・荷役等)に、関係者が検討および実行すべき項目と内容の検討</li> <li>・マニュアルに具体的事例を盛り込むための情報収集</li> <li>・環境負荷低減策等の事例発表会の実施</li> </ul> <p>※荷主企業のロジスティクス・物流部門、物流企業が管理・改善が可能な範囲に注力 ※各物流機能(包装、輸送、保管・荷役)の流れを整理し、各物流機能間の影響度の確認を行えるようにする。</p> <p>※各企業が守るべきこと(法令、条例遵守事項)については、共通基盤整備委員会に検討依頼 (現在、共通基盤整備委員会にて原案作成中)</p> <p><b>【活動成果】『ロジスティクス源流管理マニュアル ver. 1』</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロジスティクス・物流関係部門ならびに物流企業(運送業・倉庫業等)がやるべき内容や、対策等について定量的な把握、評価するためのデータやツールの整備</li> <li>・マニュアルの見易さ、読み易さの工夫(絵やグラフを多用することで身近なマニュアルを目指す)</li> </ul>	<p><b>【活動(検討)内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主企業のロジスティクス・物流部門から企画・設計、生産、販売、環境等の他部門への協力要請する内容のまとめ</li> <li>・物流事業者から荷主企業に協力要請する内容のまとめ</li> </ul> <p><b>【活動成果】</b></p> <p>『ロジスティクス源流管理マニュアル』のまとめ</p> <p>※定量化指標については、パフォーマンス委員会との連携を図り、活動評価項目として記載予定 ※源流を管理する目的や意思決定者、実行者の明確化および啓発・普及</p>
2) 省資源ロジスティクス推進委員会	<p>(1) 省資源・省エネルギーの視点から、サプライチェーンを構成する荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業等が一体となって物流の環境負荷を低減するため、物流諸活動の事例収集を行い、その内容を整理する。</p> <p>(2) 荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業等が一体となって、課題解決のための方向性をまとめ、関係者に提案する。</p>	<p><b>【活動(検討)内容】</b></p> <p>製造業・流通業・物流業等が一体となって物流の環境負荷を低減するためのガイド作成にあたり、各社における環境活動の取り組み状況の把握および問題点・課題の整理</p> <p>※委員会メンバーの業種、製品群等により、以下3分野を整理</p> <p>①食品 ②機械器具・精密機器 ③素材(化学・鉄鋼等)</p> <p>※共同化、モーダルシフト等の切口から各社の取り組み事例の収集</p> <p><b>【活動成果】『省資源ロジスティクス事例集』</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業等が一体となって環境負荷低減とコスト低減の両立化の実現</li> <li>※物流の構造的問題の顕在化および定量化(わが国の高コスト物流体質の原因の解明)</li> <li>※物流企業の活動に着目し、積載率等の物流効率化阻害要因の把握</li> <li>・荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業間における問題点の共有</li> <li>・サプライチェーンのあるべき姿とその実現策の考察</li> </ul>	<p><b>【活動(検討)内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達物流、生産物流、販売物流等のサプライチェーンの全物流プロセスの問題点を荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業から抽出、整理、共有</li> <li>・荷主企業(発荷主・着荷主)と物流企業の協議による改善策の検討および実現のための指針のまとめ</li> </ul> <p><b>【活動成果】</b></p> <p>『省資源ロジスティクス推進ガイドライン』(仮称)</p>
3) 共通基盤整備委員会	<p>環境会議及び各委員会の円滑かつ効果的な活動を支える共通的な「情報資源」を整備する</p>	<p><b>【活動(検討)内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロジスティクスの視点から、既存の用語集等には抜けている環境に関する用語の収集、整備(WEB版)</li> <li>・行政、自治体、産業界、学界、団体等の環境、ロジスティクスに関わるURLの整備</li> <li>・研究会の実施(4回実施)</li> </ul> <p><b>【活動成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『グリーンロジスティクス用語集』(仮称)</li> <li>・『グリーンロジスティクスURLリンク集』(仮称)</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語集の定期的な更新とメンテナンス</li> <li>・環境に関する国際動向(行政、自治体、企業の先進事例等)の情報収集と整備</li> </ul>	<p><b>【活動(検討)内容と成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『グリーンロジスティクス用語集』(仮称) ⇒適宜更新と公開</li> <li>・『グリーンロジスティクスURLリンク集』(仮称) ⇒適宜更新と公開</li> <li>・『環境に関する国際動向の調査レポート』(仮称) ⇒大使館や在日出先機関等からの情報収集とその整理</li> <li>・セミナーの開催(2回/年)</li> <li>・研究会の開催(1回/原則毎月) など</li> </ul>

活動方針	2004年度活動報告と課題	2005年度活動計画（案）															
<p>4) 環境パフォーマンス評価手法検討委員会</p>	<p>(1) ロジスティクス活動の環境負荷を低減するため、環境負荷を定量的に把握、評価し、環境負荷を低減するため、標準的な環境パフォーマンスの算定方法と算定に必要なデータを整備する。</p> <p>(2) 標準的な環境パフォーマンスの算定方法と算定に必要なデータを関係者に提案する。</p>	<p>【活動(検討)内容】</p> <p>以下2つのテーマについて緊急性・波及効果・実効性等の視点からLEMS<sup>※</sup>調査結果の検証後、優先度の確認および具体的な活動(検討)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・按分に関する基本的な考え方とその方法 ⇒トラック輸送に伴う二酸化炭素排出量</li> <li>・包装資材の使用量、廃棄量等の環境負荷算定の基本的な考え方とその算定方法</li> </ul> <p>【活動成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『二酸化炭素排出量按分ガイド/トラック輸送版』(仮称)</li> <li>・『包装資材の環境負荷排出量算定ガイド』(仮称)</li> <li>・『CGLメンバー企業の二酸化炭素排出量算定データ集』(仮称)</li> </ul> <p>◆提言の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック輸送に関わる二酸化炭素排出量の算定式の標準化</li> <li>・按分方法の標準化</li> <li>・包装資材使用量/排出量の算定方法の標準化</li> </ul> <p>※LEMS：JILS総合研究所による経済産業省委託調査「環境調和型ロジスティクス調査」</p>															
<p>5) リバースロジスティクス調査委員会</p>	<p>(1) 循環型社会形成に向けて、今後本格的に必要なとされるリユース、リサイクルに関わるリバースロジスティクスのモデル(あるべき姿)をまとめる。</p> <p>(2) 消費者における還流管理の促進を含め、リバースロジスティクスモデルの構築が可能となる環境整備を促進するため、関係者に対して提案を行う。</p>	<p>【活動(検討)内容】循環型社会形成に貢献できる循環型ロジスティクスモデルのあるべき姿をまとめる</p> <p>全体の進め方：①実態と課題を更に調査把握 ②あるべきモデルとその実現策の考察 ③提言(企業・業界・行政・消費者など)</p> <p>提言の方向性：リバースロジスティクスを速やかに構築し、円滑に機能させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業や業界が自主行動(共同化・標準化・リターナブル包装化など)すべき事項</li> <li>②上記活動のために、行政に対する廃掃法を含む法規制の適切・柔軟な運用の要望事項</li> <li>③必要に応じ消費者への要請事項(普及啓発)などを整理する。(行政とは望ましい方向性などについて情報交換の場を設ける)</li> </ul> <p>各分野の進め方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.家電・OA機器 共同化、標準化、法規制などについて、更に詳細調査し、実現策と提言をより現実的なものにする</li> <li>2.自動車 リサイクル部品・廃タイヤの深堀調査を継続、実現策と提言を更に現実的なものにする ASRのリサイクル法によるリサイクル実績調査と、(問題あれば)解決策考察と提言作成</li> <li>3.食品 川下(消費者・小売・卸)におけるリサイクル率向上のため、共同回収→再資源化の流れの構築を目指す。実現可能な範囲で、返品物流の共同回収モデルを踏まえた提言も作成</li> <li>4.物流(包装資材) パレット共同回収の実態および宅配便包装資材の廃棄状況の実態を調査し、リサイクル率向上の具体的策と提言を作成</li> </ol> <p>【活動成果】</p> <p>分野別の『リバースロジスティクス調査報告書』</p> <p>※単なる調査だけに止まらず、分野別の「業界共同循環型ロジスティクス・プラットフォームモデル」の考察、実現策提示までを目指す</p>															
	<p>【活動(検討)内容と課題】</p> <p>参加メンバーの問題意識、商品の特性などにより、4分野(品目)を選定して調査を実施(委員会&amp;勉強会9回、見学会3回)</p> <table border="1" data-bbox="834 1119 1819 1776"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>調査活動内容</th> <th>課題・解決方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.家電・OA機器</td> <td>PC・複写機・家電のリサイクル・回収システムについて</td> <td>業界共同静脈物流プラットフォームの構築が必要 ※添付資料参照 共同化推進の為には、情報等の標準化、包装材の標準化・リターナブル化、ならびに、静脈共同輸送に対する法規制の弾力的な運用の要望</td> </tr> <tr> <td>2.自動車</td> <td>ASR・リサイクル部品・廃タイヤについて</td> <td>ASR：H17年3月の結果をフォロー予定 リサイクル部品：在庫ヒット率向上のための情報共有化ネットワーク構築と、消費者への積極的なPRが有効 廃タイヤ：100%リサイクルを目指した、新品販売時の同時回収の実践が有効</td> </tr> <tr> <td>3.食品</td> <td>食品廃棄物のリサイクル状況、返品物流について</td> <td>製造業→卸売業→小売業→外食産業(消費者)の流通工程の流れから見ると、川下になるほどリサイクル率が低いため、分別→共同回収の工夫を行うことよってリサイクル範囲を拡大する</td> </tr> <tr> <td>4.物流(包装資材)</td> <td>パレット・宅配便用包装段ボール箱について</td> <td>リユース・リサイクルの促進が必要 木製パレットの再利用促進と、宅配便用ダンボール箱のリターナブル化を考察提案</td> </tr> </tbody> </table> <p>【活動成果】</p> <p>分野別の『リバースロジスティクス調査報告書 ver.1』(中間報告) 添付資料参照</p>	分野	調査活動内容	課題・解決方向	1.家電・OA機器	PC・複写機・家電のリサイクル・回収システムについて	業界共同静脈物流プラットフォームの構築が必要 ※添付資料参照 共同化推進の為には、情報等の標準化、包装材の標準化・リターナブル化、ならびに、静脈共同輸送に対する法規制の弾力的な運用の要望	2.自動車	ASR・リサイクル部品・廃タイヤについて	ASR：H17年3月の結果をフォロー予定 リサイクル部品：在庫ヒット率向上のための情報共有化ネットワーク構築と、消費者への積極的なPRが有効 廃タイヤ：100%リサイクルを目指した、新品販売時の同時回収の実践が有効	3.食品	食品廃棄物のリサイクル状況、返品物流について	製造業→卸売業→小売業→外食産業(消費者)の流通工程の流れから見ると、川下になるほどリサイクル率が低いため、分別→共同回収の工夫を行うことよってリサイクル範囲を拡大する	4.物流(包装資材)	パレット・宅配便用包装段ボール箱について	リユース・リサイクルの促進が必要 木製パレットの再利用促進と、宅配便用ダンボール箱のリターナブル化を考察提案	
分野	調査活動内容	課題・解決方向															
1.家電・OA機器	PC・複写機・家電のリサイクル・回収システムについて	業界共同静脈物流プラットフォームの構築が必要 ※添付資料参照 共同化推進の為には、情報等の標準化、包装材の標準化・リターナブル化、ならびに、静脈共同輸送に対する法規制の弾力的な運用の要望															
2.自動車	ASR・リサイクル部品・廃タイヤについて	ASR：H17年3月の結果をフォロー予定 リサイクル部品：在庫ヒット率向上のための情報共有化ネットワーク構築と、消費者への積極的なPRが有効 廃タイヤ：100%リサイクルを目指した、新品販売時の同時回収の実践が有効															
3.食品	食品廃棄物のリサイクル状況、返品物流について	製造業→卸売業→小売業→外食産業(消費者)の流通工程の流れから見ると、川下になるほどリサイクル率が低いため、分別→共同回収の工夫を行うことよってリサイクル範囲を拡大する															
4.物流(包装資材)	パレット・宅配便用包装段ボール箱について	リユース・リサイクルの促進が必要 木製パレットの再利用促進と、宅配便用ダンボール箱のリターナブル化を考察提案															







## ロジスティクス環境会議

### 第9回共通基盤整備委員会 議事録

I. 日 時：2005年4月15日（金） 16：00～17：30

II. 場 所：虎ノ門パストラル（東京都港区）

III. 出席者：7名

IV. 議 案：

- 1) 講習会（セミナー）について
- 2) 用語について
- 3) 研究会について
- 4) その他

V. 開 会

定刻、津久井委員長により開会が宣され、【資料1】に基づき、事務局より第3回ロジスティクス環境会議（本会議）の報告が行われた。

報告内容については、以下の意見交換がなされた。

【委員】環境関連法規については意見交換を行い、提言をしていくのが良い。

【委員】改正省エネ法については、対象が発荷主のみとなっているが、着荷主も含めて検討すべきである。

VI. 議事の経過

1. 議 事

津久井委員長の司会進行のもと、以下のような議事が行われた。

1) 講習会について【資料2】

(1) セミナー呼称

事務局より、「セミナー」の呼称を JILS の公開セミナーとの混同を避けるため、「講習会」にする提案がなされた。

(2) 開催日時

開催日時については、7月上旬を予定とし、講演者の予定をもとに決定することが確認された。

(3) 講演

①中国をテーマとした講演は、鈴木委員（文化女子大学）が決定、また山九（株）へ依頼予定であったが、改正省エネ法について、経済産業省へ講演を依頼することが確認された。

③トラックメーカーの環境対応をテーマとした講演については、改めて成沢委員（日野自動車）より（社）自動車工業会へ講師交渉をしていただくことが確認された。

(4) 運営

①参加料

多くの人に参加していただくため、参加費用を無料もしくは低料金で開催する。

②会場

大学やメンバー企業の会議室、JILS 会議室を検討する。

③集客

案内媒体には講演内容を記載し、集客を増やす。

2) 研究会について

次回研究会発表については、以下のとおり開催することが確認された。

発表者：日本アイ・ビー・エムロジスティクス(株) 海老塚委員

※具体的なテーマについては、海老塚委員よりお知らせいただく。

3) 用語集について【参考資料1】

津久井委員長ならびに鈴木委員より、以下の提案ならびに報告がなされた。

- ・用語集の掲示板にアクセスし、用語解説を検討、加筆していただきたい。
- ・毎月20～40後をオープンにしていく。
- ・次回委員会でオープン候補の用語を確認し、随時ホームページ上で公開する。

4) その他

関連法規のまとめについては、津久井委員長、鈴木委員を中心に、5月中に内容を整理し、まとめる。まとめたものは、委員各位にメールにて確認を行う。

5

) 今後のスケジュールについて

第10回委員会ならびに第11回委員会は、以下のとおり開催することが確認された。

<第10回委員会>

■日時：2005年5月12日(木) 16:00-17:30

※研究会 17:45-19:45

<第11回委員会>

■日時：2005年6月9日(木) 16:00-17:30

※研究会 17:45-19:45

■会場：両委員会とも未定

2. 閉会

以上をもって全ての議事を終了し、津久井委員長は閉会を宣した。

以上